

第百十二回 参議院社会労働委員会會議録第十五号

昭和六十三年五月十七日(火曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

五月十日

高木健太郎君

補欠選任 原田 立君

五月十二日

宮崎 秀樹君

補欠選任 山岡 賢次君

五月十三日

山岡 賢次君

補欠選任 宮崎 秀樹君

五月十六日

青木 薪次君

補欠選任 渡辺 四郎君

五月十七日

遠藤 政夫君

補欠選任 初村 滝一郎君

五月十七日

石井 道子君

補欠選任 中曾根弘文君

出席者は左のとおり。

委員長 関口 恵造君
理事 佐々木 満君
曾根田 郁夫君
山本 正和君
中西 珠子君

委員

石井 道子君
石本 茂君
岩崎 純三君
斎藤 十朗君
田代由紀男君

衆議院議員

修正案提出者

政府委員

厚生大臣官房長

厚生大臣官房総務課長

厚生省保健医療局長

厚生省保健部長

厚生省生活衛生局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省年金局長

厚生省援護局長

社会保険庁年金保険部長

兼内閣審議官

田中 正巳君
中曾根弘文君
初村 滝一郎君
前島英三郎君
宮崎 秀樹君
対馬 孝且君
浜本 万三君
渡辺 四郎君
香取タケ子君
内藤 功君
藤井 恒男君
山本 正和君
高橋 辰夫君
藤本 孝雄君
中村 太郎君
北郷 勲夫君
黒木 武弘君
北川 定謙君
岸本 正裕君
古川 武温君
小林 功典君
長尾 立子君
下村 健君
水田 努君
木戸 脩君
佐々木喜之君
齋藤 邦彦君

労働省労働局長 白井晋太郎君
事務局側 常任委員会専門 此村 友一君

本日の会議に付した案件

○戦時災害援護法案(山本正和君外三名発議)

○児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(関口恵造君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十日、高木健太郎君が委員を辞任され、その補欠として原田立君が選任されました。

また、昨十六日、遠藤政夫君が委員を辞任され、その補欠として初村滝一郎君が選任されました。

○委員長(関口恵造君) 戦時災害援護法案を議題といたします。

発議者山本正和君から趣旨説明を聴取いたします。山本君。

○山本正和君 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合を代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

既に戦後四十二年を経て、あの忌まわしい戦争への記憶が一段と風化し、新しい戦争への危険さをもささやかれる中で、なお戦争の傷跡が生活を圧迫し、生命と健康を失った多くの一般戦災者が、国から何らの援護を受けることなく、戦争犠牲者として傷病苦と生活苦にあえぎながら余命をつないでいる現実を放置することはできません。私は、これら戦災者の心情と報われることなく高齢化し亡くなる方々の続出する日々を思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ないのであります。振り返ってみますと、さきの大戦では、原爆投下を含め米軍の無差別爆撃によって、戦後と思われていた非戦闘員とその住居までも一瞬にして戦場になり、我が国全土にわたる諸都市が焼き払われました。

昭和二十年四月十三日の状況急迫せる場合に、応ずる国民戦時組織に関する閣議決定は、新たな兵役義務により、兵として動員し、統帥権下に服役せしめ得る必要を法的措置を講ずることを決め、昭和二十年六月二十二日に即時公布された義勇兵役法では、国民義勇隊に参加せしむべきものは、老幼者、病弱者、妊産婦等を除くのは可及的広範に包含せしむるものを徴兵するとし、いわゆる国民皆兵体制をつくり上げたことによっても、当時既に平和な統後は存在せず、戦場そのものとなっていたことは明白であります。

これによる一般市民の死傷被害は、沖縄を除いても既に八十万を超え、罹災人口は実に一千万人を超すと言われています。

中でも昭和二十年三月十日の東京大空襲は、わずか二時間余の爆撃によって全都市の四割が一瞬にして灰じんと化し、炎の中で約十万人の市民の生命を奪いました。その惨状は、イギリスの一物理学者をして、原子爆弾攻撃による荒廃化を除けば、今までになされた空襲のうち、最も惨害をほしきままにした空襲であると指摘させるほどでありました。

昭和十七年二月二十四日に公布された戦時災害保護法では、昭和二十一年に廃止されるまでの間に十二万七千人の民間戦災者、傷死者、同遺族に対し、救済、補償もなされました。

戦後、政府は、今日まで、戦争犠牲者対策を軍人軍属及びその遺族など、昭和六十二年末現在約九万四千人に限定してきていたのであります。

その後、準軍属と言われる人々など、わずかな範囲の拡大はあったものの、戦後の犠牲者に対する援護の手は基本的に皆無に等しいまま今日に至っているものであります。

一方、今次大戦の同じ敗戦国である西ドイツでは、既に昭和二十五年に戦争犠牲者の援護に関する法律を制定し、公務傷病と同視すべき傷害の範囲を極めて広範に規定したため、援護の手はあまねく一般市民にまで及び、その対象は、昭和六十年一月においても百六十六万人にも上っています。

我が国の戦争犠牲者対策は、原爆被爆者に対する特別措置は別として、あくまでも軍人軍属等に限定しようとするものであり、こうした政府の態度は、大戦の過ちを衷心から悔い改めようとする姿勢に欠けるばかりか、軍事優先の思想が根底にあるのではないかと疑念さえもわがせるのであります。

戦後四十二年を経て、いまだに放置されたままの一般戦災者に対し、国の援護措置を望む国民の声は、戦災地域にとどまらず、それ以外の自治体からも決議、意見書が多く寄せられており、一夜にして十万人近い人々の命を奪われた東京では、犠牲者を悼み、反戦平和を願う大集会が催され、

その都度一般戦災者に対する援護が強く求められているところであり、本案は、このような国民の声を背景に、本案成立の日まではいまだ戦後終わらずとの確信を持って作成し、再び提案するものであります。

次に、本案の要旨について簡略に申し述べます。

さきの大戦で空襲その他の戦時災害によって身体に被害を受けた者及び死亡した者の遺族に対し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属等に対する援護と同様、国家補償の精神に基づく援護を行おうとするものであります。

ただし、遺族に対する援護については、遺族年金にかえて、一時金たる遺族給付金百二十万円を支給することとしております。

援護の種類別に申し上げますと、第一は、療養の給付、療養手当二万三千八百円の支給及び葬祭費十一万九千円の支給であります。

第二は、更生医療の給付、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びにJR各旅客会社への無償乗車等の取り扱いであります。

第三は、障害年金または障害一時金を支給することであり、

以上、支給要件、給付内容はすべて軍人軍属等におけると同様であります。

第四は、遺族給付金、五年償還の記名国債として百二十万円の支給であります。

遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、父母、子、孫及び祖父母で、死亡した者の死亡の当時、日本国籍を有し、かつその者によって生計を維持し、またはその者と生計をともにしていた者としたしております。

第五は、弔慰金五万円の支給であります。遺族の範囲はおおむね軍人軍属等におけると同じであります。

最後に、施行期日は、公布の日から一年以内で政令で定める日としております。

せられんことをお願いいたしましたして、提案理由の御説明を終わります。

○委員長(関口憲造君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(関口憲造君) 児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案並びに厚生年金保険法の一部を改正する法律案の四案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜本万三君 提案されております法案の中で、私は、主として厚生年金保険法の一部改正法案並びに原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を中心いたしましたして、持ち時間一時間ということでございますから、質問をさせていただきます。

まず最初に、原爆被爆者に対する特別措置法の問題についてだいたいと思ひます。

御承知のように、広島、長崎に原子爆弾が落ちて、二十万人以上の人々が一瞬にして無残にも焼き殺され、想像を絶する惨禍をこうむったわけでございます。それから早くも四十三年を経過いたしました。幸いにいたしまして生き延びた人々も、次々と放射線障害で亡くなりました。そして、今なお三十六万余の被爆者が原爆の後遺症で苦しみ続けておるわけでございます。

このような被爆者の現状は昨年の六月に発表されました昭和六十年度原爆被爆者実態調査において明らかにしたわけであり、それによりまして、被爆者は一段と健康をむしばまれる中で当然のごとく年をとっておられるわけでございます。そして、わずかな年金や生活保護を受けながら不安な生活を余儀なくされておるわけであり、ますます、いつも言われておりますように、病苦、貧困、孤独、高齢化という大変厳しい状況が

浮き彫りになっておるわけでございます。

厚生大臣はこれをどういうふうに受けとめ、具体的にどのような形で六十三年度予算に反映されたのか、まず冒頭にお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(北川定謙君) 昨年の六月に取りまとめられました昭和六十年度被爆者実態調査は、先生御指摘のとおり行われたわけでございますが、被爆後四十年余が経過をしたということでございます。まして、被爆者の高齢化が非常に進んでおる、こういうことが明らかにしたわけであります。また、それに伴いまして、健康面でのいろいろな不安ですとかあるいはいわゆる配偶者が亡くなる等、一人で生活をしている人が多くなるとか、そういうような福祉のニーズが高まっておる実態がわかったわけでございます。

このために、厚生省といたしましては、昭和六十三年度におきましては今回御審議をいただきます各種の手当の引き上げを行うとともに、さらに被爆者のがんの検診の導入あるいは各種の相談事業の充実などを行うこととして予算措置をしたところでございます。

○浜本万三君 被爆者の高齢化に伴う保健・福祉に関するニーズに対応するための施策に、報告があったように、一定の前進があったことは評価しないわけでもございせんが、基本的に言えば従来の施策の延長であって、私といたしましては大変不満な内容であると思ひます。

なぜならば、基本態が基本態の考え方を出した以降、また調査結果から見ても、実態が相当変わつておるということでございます。例えば、被爆者の現状を見ますと、健康被爆者が非常に進行しておる。入院した者は四二・六％で同年齢の国民平均の二、三倍に達しておるということ、健康不安が伸長しておる、七四・二％が心労とか心配があるということを発表されております。また、孤老・孤独化の進行がある、これは有配偶者率が七一・七％、一般よりも相当低いということ、生活破壊が進行しておるということ、それは

年収二百万円未満の世帯が四分の一以上あって、その結果生活保護率というのは一・九%になって、全国平均を上回っている、そういうことが明らかになったわけでございます。原爆被害者受給者といふ基本態の意見をそういう実態から考えますと、容認することができないというものが被害者の皆さんの考えではないかと私は思います。

大臣は、今お原爆被害者は人間が受忍すべきものという立場なのか、もしくは基本態が出したそういう考え方はもうこの時点にあれば変更せざるを得ないというお考えなのか、その点についてひとつ明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤本孝雄君) 原爆被害者対策問題は、一般戦災者に比へまして放射線により健康被害という特別な事情といひますか特別の犠牲といふ事情があるわけでございまして、このことから被害の実態に即応した措置を講ずべきものであると私は考えております。したがって、被爆者本人のこのやうな特別の事情、特別の犠牲といふことにつきましては、受忍すべきものであるといふふうには考えていないわけでございまして、今後とも厚生省といたしましては、現行の原爆二法を基本にいたしまして、なお引き続き十分に対応していかねばならぬ、かように考えております。

○浜本万三君 厚生大臣は、私からいへば、予想に反していい答弁をしていただいたと思ひます。受忍すべきであるという従来の考え方が、受忍すべきでない、こういう御判断を示されたわけでございまして、私は、今までの厚生大臣の答弁よりは非常にいい答弁である、かように思っております。つまり、受忍の限度を超えた被害があるということになってまいりますと、それをどういうふうにして国家が救済するかということになれば被爆者援護法の制定しかないと、かように思うわけでございまして、被爆者の皆さんが被害を乗り越えて人間として生きていくことを可能にする唯一の方法というのは、国家補償による被爆者援護法しか私はないと信じております。そういう

意味におきまして、私は、四十九年に国会に議席を得ましてから、毎年援護法の問題については代々の厚生大臣にその制定をお願いしてきたところでございまして。

私は、六十一年の調査結果が被害者の皆さんにとつては非常に厳しい状態であるし、その厳しい状態といふのはいわゆる基本態による受忍の限度を超えておるものといふことになってまいりますと、当然これは援護法を制定していかねばならぬ、かように思ひますが、重ねてその点をお尋ねいたします。

○政府委員(北川定雄君) ただいま大臣がお答え申し上げました点は、私の察するところ、原爆の被害者が受けた被害の中でやはり放射線という特殊な影響を受けた、そのところが特別の犠牲といふふうに従来考えられておるわけでございまして、こういうところは受忍すべきといふことは違ふのではないかと。他の一般の戦災者とは違ふのではないかと。そういうことから、従来、厚生省は原爆二法で特別の対応をやつてきたわけでございまして、大臣の御答弁でもその旨言及をされたいわけでございまして、そういう意味から申し上げまして原爆の被害といふことについては国民的な一般的認識があるわけでございまして、そういうものをバックにした対策といふことがとられるべきものであるといふふうにご答へをいただいております。

したがって、こういった特別の事情にはない、原爆で死亡されたといふやうな遺族に対する弔慰金の支給等を内容といたします被爆者の援護法、従来各方面で御議論をいただいております。そういう援護法を制定するといふことは、一般戦災者との均衡上やはり問題があるのではないかと。政府といたしましては、今後とも現行の原爆二法によつて対処すべきものと、このように考えておるところでございまして。

○浜本万三君 大臣がせっかくいい答弁をしておるのに、局長がそれを否定する答弁をしたらいかぬじゃないですか。

私は、大臣は非常にいい答弁をされたので、これを足がかりに援護法制定への道をぜひひとつ探求していきたい、こう考えておつたんですが、まづつきりまたこれを否定するやうな答弁、まことに遺憾であります。つまり、局長の答弁によると、どうも援護法の制定については消極的意向のやうであつて、これは大変残念に思ひます。

私といたしましては、本来ならば援護法の必要性についてさらにこれは議論すべきだと思つておつたんですが、先ほど申しましたやうに時間もございせんし、これは既に衆議院におきまして社会党を中心に野党の皆さんと相談をして提案いたしました国家補償による援護法案も取り下げたおやうな経緯もございまして、これ以上この議論を深めようとは思ひません。

そこで、国家補償による援護法という名前のやうなものができないとすれば、ほかに便法があるんじゃないかと、こう私は思ひます。例えば現行二法の改善充実には努力をされるということとは歴代の大臣もおっしゃつておるわけでございまして、また基本態の報告や最高裁判所も広い意味の国家補償であることは認めておるわけでございまして、現行二法を統一して一本の法形式として、これは援護法ができるまでです、国家補償の制度であることを明確にした被爆者対策法案、これは仮称でございますが、そういうものを検討する用意はありますか、そういうものを検討する用意はありますか、一步引き下がつてお尋ねをしてみたいと思ひます。

○政府委員(北川定雄君) 先生の御提案は原爆二法を統一をして国家補償的精神を踏まえた被爆者の対策法、仮称でございますけれども、検討はどうか、こういう御質問でございますが、昭和五十五年の基本態におきましては、原爆被害者対策は放射線による健康障害、これをやっばり着目をしておるわけでございまして、そこに着目をした「広い意味における国家補償の見地」、こう言つておるわけでございまして、したがって、これは国の不法行為の責任というやうなことを肯定するわけではないと言つておるわけであります、ま

たその対策が他の戦争被害者に比べて著しい不均衡があつてはいけない、こういうふうになつておるわけでございまして。現行のいわゆる原爆二法は、こうした考え方に立ちまして被害者の置かれておる放射線障害、こういうことに着目して医療とその結果起つてくるいろいろな福祉の問題に対応するといふことから、被害者の実態について十分に注意を払いながら漸次改善を図つておることでございまして、そういう意味で二法を統一するといふことをするまでもなく、現状の法律体系においてその目的は達成されるものと私どもは考えておるわけでございまして。

今後ともこの二法を中心に施策の充実を図つていくことがよいのである、こう考えておるところでございまして。

○浜本万三君 私が申しておるのは、六十一年の実態調査の結果では非常に厳しい条件が報告をされておる、こう申しておるんです。したがって、そういう厳しい条件の中にある被害者の皆さんを一刻も早く救済していきまふためには、何といつても国家補償に近いやうな政策ができる制度に変えていかなきゃならぬ、かように思つておるわけであります。ですから、六十一年の実態調査の現実に即して、厚生省ももう一回温かい検討をしてみたい、こういうことを要望しておきたいと思ひます。

そこで、引き続き六十一年の実態調査にかかわる問題について質問をするわけなんですけれども、この調査では初めて死没者調査というものが実施されたわけでございまして、本年度中にその解析作業が終了するといふことを私は承つておるわけでございまして。

ところで、調査の目的といふところを見ますと「被害の実態を明らかにし、正確に後世に伝えるための調査」といふふうな位置づけられておるわけでございまして。長年の懸案でありました死没者の実態が明らかにされました今日、原爆の最大の被害者である死没者に対し弔意をあらわす方途を検討することがよろしいのではないかと、いふふうな思つておるわけなんです。そういたしませんと死没

者調査をした意味がないわけでありまして。

私も死没者調査を要求いたしましたのは、最大の被害者である死没者に何らかの弔意をあらわしてやりたい、このことが調査を実施することになったわけでございますので、この点についての認識とお考えを承っておきたいと思ひます。

○政府委員(北川定雄君) 先生御指摘のように、昭和六十年度の実態調査の中で死没者調査が行われたわけでございますが、今先生がお述べになられましたように、この調査の目的は、原爆の被害というものを今のうちに正確に把握して、それを後世に伝えるということがその目的になっておるわけでございます。この原爆の被害の大ききというものを明確にしていくという意味からも、そこが非常に重要なところではないか。したがって、調査の目的はそういうふうに考えたわけでございます。

先生の弔意というお言葉でございますが、それがどういふ意味を持つのか、いろいろな考え方があらうかと思うわけでございますけれども、現在、政府として具体的にこの調査の結果を政策の上に活用するということは考えていないわけでございます。

○浜本万三君 この弔意金や遺族年金を直ちに支給することは、現行制度では確かに困難だといふふうに私も理解せぬでもないわけでありまして。したがって、こういう問題については、法の整備改正と同時に、ひとつ真剣に厚生省の方で検討をいたいただくことにしたいと思ひわけでございます。

私の考え方は、とりあえず何らかの形で死没者に弔意をあらわす方法として何か考えることはできないか、例えばお灯明料のようなもの考えることはできないかということですが、これは、国として死没者のみたまとその家族に対して礼を失しないような措置にしてみたいという意味でございます。

なぜ私がきょうそういうことをここで申し上げるかという、昭和六十一年五月十三日の当社労働委員会において私が当時の厚生大臣でありました

今井先生にお尋ねをいたしました。その中で今井先生はこういうふうにお答えなされたわけですが、「何か私どもの弔意をあらわす方法をひとつ皆様とともに考えてみたいということでございます。」と、大要前向きな答弁をそのときにいただいたというわけなのでございます。これはよもや否定されることはないと思ひます。

したがって、私は、そういう今井元厚生大臣の善意を引き継いで現厚生大臣とされてもこの問題について真剣に考えてもらっておるだろう、こう思つておるから重ねて質問をしておるわけでございます。

○国務大臣(藤本孝雄君) 六十一年の参議院社会労働委員会における今井さんの答弁の御趣旨は今御指摘のようなとおりでございます。私といたしましても、戦後四十年たつて今日なお、実態調査の結果を見ましても、非常に被爆者が高齢化して健康に不安があるとか福祉のニーズが高まつておるといふようなことでございますので、これは十分に今後考えていかなきゃならない大きな問題だといふ認識は持っております。

死没者調査の問題は、先ほど申し上げましたように、原爆被害の実質を明らかにして、それを後世に伝える、二度とこういうことを起こさないためにも必要な措置だと思ひます。そういう実態を明らかにして後世に伝えるという中でどういふふうに弔意をあらわしていくことができるか、こういう問題でございます。私といたしましても、どういふ形で弔意をあらわしていくことができるかという問題につきましては引き続きまして今後検討をさらに重ねていかなければならぬいし、またそういうふうなことを考えております。

○浜本万三君 希望しておきますが、とにかく現行法ができてから、死没された人には弔意金が出ておる、これはもう間違いないことなんです。それ以前の人には弔意金が出ていない。しかし、死没者調査をされ、明らかにしたわけでありまして、したがってそういう死没者の方々に対しま

して何らかの誠意ある態度を本当に示すということとは、僕は緊急の課題であると思ひます。

せっかく今井大臣も現厚生大臣も何らか考へたい、こうおっしゃるわけでありまして、ことしじゅうにひとつ検討していただきたい、こう思ひますが、よろしいという答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤本孝雄君) 申し上げておりますように、具体的方法につきましては今後検討してまいるということをお願いしておるわけでございます。努力目標として承っております。

○浜本万三君 じゃ、次の問題に移りますが、現下の被爆者対策の最も重要な課題というのは、被爆者の高齢化対策や健康面の施策をどのようにして充実させるかということにあると思ひます。こういう点につきましては、政府の方でも私の考え方で余り認識の相違はない、かように思つております。

そこで、ぜひ前向きの御検討をいただきたいことがございます。それは、被爆者の方々からも出ておるように、また関係行政機関からも出ておるように、健康管理手当の申請手続の簡素化の問題を解決してもらいたいと思つておるわけでございます。

健康管理手当の受給者の多くは、大臣もよく御承知のように、生涯にわたることのない疾病を抱えておられるわけでございます。そして、手当の支給期間は最高で三年となつてゐるため、現行の更新手続は、本人は言うまでもなく行政の立場から見ても大きな負担になつておるのが現状でございます。

こういう問題については既に厚生省内部におきましても検討を開始されておるといふことを私は聞いておるわけでございますが、明らかに治療不可能と認められる疾病につきましては、疾病期間を廃止し終身支給とするようにひとつ御検討をお願いいたします。

また、特に健康管理手当の高齢受給者につきましては、高齢化に伴ひ治療期間が長期化している

現状にかんがみまして、現行の受給期間を延長し負担を緩和する方向であわせて検討していただきたいと、かように思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(北川定雄君) 先生御指摘の点については、私どもも関係者からのいろいろな御意見を承つておるわけでございますが、この健康管理手当というのはそもそも一定の疾病にかかっている状態ということをお前提にしておるという制度上の問題があるものでございますから、そういう意味で、期間はともかくとしてどうしても定期的に確認をするということが前提になつてしまふことは、これは御理解をいただけたらと思ひわけでございます。

しかしながら、被爆者がだんだん高齢化をする、疾病も非常に慢性長期化するといふようなこともございますので、支給期間の見直し等について現在専門の先生方にもお願いいたしまして検討している段階でございますので、その結果を待つておるところでございます。

○浜本万三君 それは、いつごろ検討の結果が出るんですか。

僕は、全部この申請手続を廃止せよとは言わないうが、三年を少なくとも五年、六年に延ばすぐらゐのことは簡単だと思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(北川定雄君) これは見通してございしますが、できれば年度内には何とかしたいなと、このように考えているところでございます。

○浜本万三君 ぜひひとつ希望を取り上げていただくようお願いいたします。

その他の問題につきましてはたくさんあるんですが、先ほど申したように時間がございせんので私の方から特に例示をして、御検討をいただきたいと思ひます。

それは、諸手当に対する所得制限の撤廃、原爆養護ホームの法制化、被爆者家庭奉仕員の増員、相談事業の充実、医療特別手当を生活保護法上の収入認定の適用除外とすること、小頭症患者の終

身保障制度の確立、老人保健法に係る被爆者医療費地方負担の解消、被爆者に対する健康診断の充実や医療費自己負担の解消、ショートステイや老人保健施設等の施設対策の充実など、たくさんあるわけですが、そういう問題をぜひひとつ前向きで解決をしていただくように希望をいたしたいと思うわけです。

特に、これらの問題も、被爆者の方々や関係行政機関からは強く要望されておるところでございます。どのような基本姿勢でお答えになるのか、ひとつお示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(北川定雄君) 先生がたまたま御指摘いただいた点につきましては、制度の性格から、改善を図ることはできるわけですが、それがどうしても御要望に沿えないという点が残るわけですが、厚生省といたしましては、いづれも、十分に検討をしてできる限り関係者の御意向に沿えるようさらに努力を重ねてまいりたい、このように考えております。

○浜本万三君 次は、広島県・市の黒い雨降雨地域の見直しについてのお尋ねをいたしたいと思ひます。長崎はまた別に自民党の先生からお尋ねがあると思ひますので、私は広島の関係分についてお尋ねいたしたいと思ひます。

これは、いわゆる黒い雨地域の問題でございます。原爆が爆発した際に爆風がちりを吹き上げ、そのちりが雨にまぎって黒くなった黒い雨の地域は、元気象研究所予報研究室長であった増田氏が昨年発表した研究によりまして、定説の二倍というところでございます。その後、約千三百人から聞き取り調査やアンケートをいたしましたところ、黒い雨の範囲は定説の四倍にも及んでおる。これは、人員に直しますと約一万人が新たな対象になるんではないかというふうに言われておるわけでございます。

この最終報告書を受け取った広島県と広島市は、本年の三月、学者から成る専門家会議を設置いたしましたして、厚生省の被爆者救済の目安になつ

ているこれまでの降雨域を見直す方針を明らかにされておるわけですが、こうした事態を厚生省はどのように受けとめておられるのか。また、何か考え方があればお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(北川定雄君) ただいま先生が御指摘いただきました黒い雨の問題というのは私も承知しておるわけですが、その雨の結果、どのように放射線の人体影響が起ったかどうか、起こる可能性があったかどうか、そこが一番問題になるところだと思ひます。

いろいろな御意見があるわけですが、私も昭和五十五年の基本態の報告にもありますように、そこは、どうしてもやはり科学的、合理的な根拠のある場合に限っていろいろ考えるべきである、こういうふうに指摘をされておるわけでございます。

黒い雨の降雨地域につきまして新たな研究結果が発表されておるわけですが、これまでの調査によれば、その雨が降った地域かどうか、降ったところと比べてでございますけれども、放射能に有意な差があるかどうか、こういうところが問題になるわけでございますけれども、いろいろな従来のデータからしても、どうもそういう人間の健康に影響が及ぶというような意味の差はない、現時点の被爆地域への取り込みはそういう意味で困難ではないかと我々は考えておるところでございます。

しかしながら、地元広島県と市が共同で専門家の会議を設置してこの問題についての研究を行うということでございますので、厚生省といたしましては、その内容に関心を持って見守つてまいりたい、このように考えるわけでございます。

○浜本万三君 今の局長の答弁によりまして、一口に言えば、黒い雨が降ったということだけで地域拡大を行うということはよく言われるように科学的、合理的根拠に乏しいという説明であつたと思ひますが、しかし広島県・市当局がやつておる調査の問題については関心を持って見守る、こ

ういう御答弁であつたと思ひます。

そこで、私はさらにつけ加えて申し上げます。当時、雨以外にも放射能を含んだ灰やちりも舞つておるわけでございます。降雨時間から推定した大雨小雨の気象データだけで被爆者救済の線引きをしていることにそもそも無理があるのではないかと私はかねがね申し上げておるわけでございます。したがって、行政とされまして、一刻も早く今まで見捨てられていた被爆者の皆さんを救済するために、もう一度、科学的と言われるんですから科学的な調査をして、健康上の不安を抱えておられる被爆者に救済の道を開くのがよろしいのではないかと、かように思ひます。

先ほど申し上げましたが、本問題に取り組む姿勢といたしまして、厚生省は常に先に結論ありきということで臨んではいけないと思ひます。つまり、これ以上もう適用拡大はしないんだという結論を先に置いて臨んではいけない、かように思ひます。あくまでもやはり新しい事態に立脚をいたしまして、被爆者の皆さんの意に沿つて、科学的、合理的な調査をしろと言ふんですから、ぜひ厚生省でしていただきまして、検討を続けてもらいたい、かように思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(北川定雄君) 私どもも、専門家の意見も徴しながら、この点については慎重にいろいろな議論を重ねておるわけでございます。

そういった中で既に昭和五十一年から五十三年にわたつて厚生省といたしましてもかなりの大がかりな調査をやつておるわけでございます。黒い雨が降った地域と他の地域で残留放射能が有意に異なることはない、こういう結論を得ておりますので厚生省といたしまして今後改めてそこをさらに直接見直すということは考えていないところでございます。いろいろな従来のデータもあることでございますが、今回、また広島、長崎においてもそのように行われると聞いておるわけでございます。直接いろいろな検討をなさるといふことではございますので、その点については先ほども申し上げたように十分に見守つてまいりたいと、このように思ひます。

○浜本万三君 広島県・市の検討委員会は、年に四回ぐらい開きまして検討されるということでございます。それに強い関心を持つて見守つておられるわけですから、ぜひその結論が出ました際には厚生省の方といたしましても真剣に見直したための検討会あるいは実態調査等も行つていただきまして、前向きで取り組んでいただきますように希望しておきたいと思ひます。

次に、線量再評価をめぐる問題につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。先般から、原爆による線量の評価検討委員会の報告についていろいろな御意見があるようでございます。広島、長崎に投下されました原爆の放射線量の全面的な見直し作業を進めてこられました日米合同の原爆線量再評価検討委員会が昨年の七月八日、原爆の爆発力や放射線量を従来の推定値とは大幅に異なるという最終報告書をまとめたところでございますが、厚生省とされましては、これをどのように受けとめ、どのような形で今後被爆者援護の諸対策に反映されていかれるつもりか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(北川定雄君) 昨年の七月に発表されました原爆による線量の再評価の検討報告は、原爆による放射線の物理学的な線量を決定する、そういう性格のものであつたわけでございます。この放射線が人体にどんな影響を及ぼしておるのか、線量との関係でどういう問題が起つてくるのか、この新しい線量の考え方に基づきまして、現在、放射線影響研究所におきましていろいろな検討、それから解析作業が進められておるわけでございます。そういう状況も逐次考慮に入れながら、厚生省といたしましては、諸般の施策に必要なあれば反映をさせていく、こういう基本的な姿勢でおるところでございます。

○浜本万三君 その報告書によりまして、原爆の威力について発表されておりますが、例えば、広島型は従来のネバダ核実験等のデータから得られ

た暫定数値T 65 D に対し二〇%ぐらい威力が大きいのではないかと発表されております。

つまり、従来、十二・五キロトンであったと言われておった爆弾が十五キロトンだと考えられるようになっておるわけでございます。かなり強力な爆弾であったということが言えるわけでございます。そうやってまいりますと、長崎型とほとんど変わっていないことが明らかになってまいったわけでございます。

また、放射線の中で特に人体に影響を与えと言われている中性子線、ガンマ線についても、広島ではガンマ線が従来の二ないし三・五倍に増大し、逆に中性子線は十分の一になっておるわけでございます。

今まで、広島に被爆者に白血病やがん患者が多いことについては、中性子線量が長崎型に比べて多いためというふうに私も理解しておったわけでございます。それから、広島に中性子線が十分の一になったことと今までの通説は覆るのではないかと、かように思いますが、どのような理解をされておるわけでしょうか。

○政府委員(北川定謙君) 大変専門的な問題であります。それからまた、先生が御指摘になられましたように、中性子線量は従来よりも少なく評価をされ、ガンマ線は多く評価をされるというような幾つかの要因があるわけでございます。

この線量の再評価で空気線量につきましては若干の変更が起る、こういうことでございますけれども、人体への健康影響にしましては実際にそういう放射線が各臓器にどの程度到達をしたかというところで検討されるわけでございまして、その臓器への透過係数が従来考えられたものよりも大きいけれども家屋による遮蔽の透過係数は逆に小さいというふうなこともあるわけでございまして、現段階での専門家の総合的な判断では、臓器線量はこれまでと大きな変動はないのではないかと考えられております。そういったことから、白血病やがん放射線の線量との関係については、大幅な変更は生じないものと考えられております。

ます。

今後、なおこの点につきましても十分に検討が詰められていくものと考えております。

○浜本万三君 もう一つ突っ込んで申し上げますと、中性子線量が十分の一になったということはこれまでガンマ線の人体への影響を過小評価していたとも考えられるわけでございます。また、仮にガンマ線の影響評価に誤りがなかったとすれば、逆に中性子線の毒性が思っていたよりも強力であったということになるわけでございます。

したがって、暫定数値のデータは、いずれにしても、放射線の影響を少な目に評価していたことにならないか。私は、これは動かしがたい事実ではないか、こう思うんですが、重ねて答弁をしてもいいと思います。

○政府委員(北川定謙君) 物理的な線量の評価の問題でございまして、いろいろな計算が考えられるわけでございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、専門家の御意見であります。従来の考え方とそんなに大きな変化が起ることはないのでないかというふうに言われておるというふうにも私も理解しておるところでございします。

○浜本万三君 現に大きい影響があるということをおっしゃるんですから、余りかたくなにならないようにしてもらいたいと思うわけです。

それで最後に、この問題の締めくくりで要望しておきたいのは、私は、現行の被曝基準が甘過ぎたのではないかとおっしゃっておるわけですが、

今度は、DS 86 というんですが、新しい線量体系があるわけでございまして、当然のことながらこれに基づき放射線量とそれから健康被害との関係の基準の見直しが必要になってくると私は思っています。この点はどういうふうになっておるのかということ。

また、原爆とがん、白血病との関係について再調査をすることが必要なのではないか、かように思いますが、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(北川定謙君) いわゆる認定医療でございしますが、これは、原子爆弾の放射能に起因した負傷あるいは疾病に対して給付をするものであります。

そのためには被曝線量が非常に大きな要因になるわけでございしますが、それだけではなくて被曝の状況とかその患者さんの被曝当時の急性症状とかあるいは過去の病歴とかあるいは現在の状況等を総合的に評価しておるわけでございまして、認定に当たりましたは、審議会における専門の先生方の御意見が総合的に検討をされた上で認定をしておるわけでございます。そういうことからいまして、今回の線量見直しに関連いたしまして、放射線の人体への影響については放射線影響研究所等において研究がさらに続けられておるわけでございますけれども、基本的にはこれまでの認定の方式あるいはその基準を改める必要はないのではないかと専門家の御意見も踏まえて私も現在認識をしておるわけでございします。

またさらに、御質問のありましたがんですとか白血病の発生率でございしますが、これも非常にいろいろなファクターを踏まえて分析が続けられておるわけでございます。放射線影響研究所において非常に綿密なデータのもとに分析が続けられておるわけでございますので、厚生省といたしましては、その研究の結果がどのように答えを出されるのか、それに従って考え方を定めてまいりたいと、このように考えておるところでございします。

○浜本万三君 次は、大久野島の毒ガス障害者対策について二問ほどお尋ねをいたします。

大久野島の毒ガス障害者というのは、御承知のように、さきの第二次大戦中、広島県大久野島にあった毒ガス製造工場において業務に従事させられた者のうち、軍との間に正規の身分関係のあった旧令共済組合員とそれから動員学徒、女子挺身隊員、人夫等の身分関係のない者の援護措置において大変差があるわけでございします。私として

は、これはどうしても理解ができないわけでございます。

この問題について、昨年、私から厚生省にお尋ねいたしましたところ、当時の保健医療局長は、作業の従事内容に差があり、旧令共済組合員の認定患者ほど重篤な典型的症状を持った者がいない、こういう答弁をなさいました。

この答弁を考へてみると、それでは、該当者が存在すれば身分上の差別を是正するというお考えに解してよろしいか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(北川定謙君) 前任者がお答え申し上げましたとおりだと思いますが、旧令の共済組合員の救済措置における年金制度や認定制度につきまして、動員学徒等は、大久野島に入ったのが毒ガス製造中止後である、また実際に携った作業も風船爆弾の袋張りなどの比較的危険の少ないものであったというふうなことが確認をされております。長期にわたって直接毒ガスを製造するということのような仕事に従事した旧令共済組合員とは作業内容が異なる、こういうことから差が生じておると考えておるわけでございします。

今先生御指摘の、じゃ差がなければどうするか、こういうことでございしますが、厚生省といたしましては、そのような申し出もありませんので、本当にそうであったかどうか、まずそこを確認をするという作業から始まるのではないかと。そういうことで、毒ガスと因果関係のある疾病の範囲等について専門家の方々にも従来からも研究をお願いしておるわけでございしますけれども、今後十分にさらにそういう疑問点について説明をしていく、それが先決ではないか、このように考えておるわけでございします。

○浜本万三君 さっきも答弁の中で、そういう身分関係のない人は比較的危険度の少ない作業であったという説明は私もわかるわけでございしますが、何せ戦時中の工場のことでございますから、きちっとそれぞれの職分が決められておったとしても仕事は融通しておったというふう聞いておる

ら両省間で精力的に協議を進めてまいりたいとこのように考える次第でございます。

それから、開始年齢の引き上げの問題でございますが、前回の再計算のときに比べまして、今回、まだ計算中でございますが、次期再計算の結果によりまして年金財政はさらに悪化する見通しを私ども持っているわけでございます。特に、この財政の厳しさが顕著にあらわれますのは終戦直後に生まれたいわゆるベビーブームと言われる人

たち、いわゆる団塊の世代が昭和八十年代に入りますと年金受給者になるわけでございまして、昭和八十年代後半をどう乗り切るかということが厚生年金に課せられた大変重大な問題でございます。特に、この時期になりますと厚生年金もほぼ財政が賦課方式に切りかわつてまいるわけでございますので、後代の方の負担に耐え得るようにするためには厚生年金の開始年齢を引き上げるとい

うことは避けて通れない課題ではないかと私ども
考えておるわけでございます。

先生御指摘のとおり、今後における高齢者の雇用の状況等を踏まえながら、現在、年金審議会での問題も大きな課題として御検討いただいておりますので、その御意見も最終的に承りながら総合的に、かつ慎重に対処をしてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

○浜本万三君　ありがとうございます。

○渡辺四郎君　六十二年版の厚生白書の初めの方

特に四十年代後半以降制度の拡充と社会保障給付費規模の拡充が図られた結果、欧米諸国と比べても遜色のない社会保障水準の実現をみた。こういうふうに白書では表記をしております。

確かに制度そのものは外国の水準に近づいてきたと思うんですが、どうもその裏づけが完全ではないんじゃないか。裏づけといえますのは、いわゆる保障する金額そのものが、果たして欧米に遜色ないような保障の体系になっておるかどうかと

いうことは、どうしても私自身疑問でならないのであります。

今度の改正案を見てみますと、厚生年金を初め国民年金あるいは老齢年金あるいは母子家庭や身障者に対する各種の手当等、いろいろ改定するのは提案されておりますが、恩給を除きまして改定の率が全国の消費者物価指数の率でスライドするということが基準になっておるものですから、私はさきに地方行政委員会でも申し上げましたけれども、例えば、恩給の場合は昨年が二%、厚生年金あるいは各種共済年金が〇・六%、こういう引き上げで格差がついていくんじゃないか。五年先の見通しを立てると十八万七千円ぐらい、例えば、二百五十万の年金をもらっておる方がそのまま二%と〇・六%で五年間同じスライドでやっていった場合には、十八万七千円の格差がつくじゃないかということ具体的にケースをはじいて質問した経過もあるわけです。

今度の改定案を見てみますと、六十三年が〇・一%ということで、例えば、国民年金の十年年金関係では月にわずか三十三円あるいは五年物では一月にわずか二十五円、障害年金の一般でも一月に七十五円。児童手当を見てみますと、三万三千九百円が三万四千円に月額百円の引き上げ。先ほどから問題になっておりました原爆被爆者に対する手当の関係の部分だつて、介護手当なんかの月額限度額が三万八千二百円を四百円引き上げて三万九千六百円、ところが一日当たりは千九百十円を千九百三十円、わずか二十円の引き上げだ。冒頭申し上げましたように、欧米諸国と比べても遜色のない社会保障水準というこの評価から見ても、果たしてこういう引き上げでそういう評価ができるのだからかということをも私は疑問に感じたくわけです。

そこで、若干お尋ねをしていきたいと思うんですが、私の持ち時間は少ないものですから。近年、大変な努力によって物価の安定が続いておる。ところが一方では、日本経済そのものの不況のために、政策として国なり自治体が巨額の財政資金を投じて景気刺激策を講じてきた。その結果、特に六十二年の後半から経済成長はかな

りな伸び率を示しつつある。六十三年の労働者の賃金も、春闘全体から見ても四%ないし五%台の上昇が期待されているんじゃないか。

そこで、先ほど申し上げましたように、社会保障関係についての各種年金引き上げ額が、確かに国民年金であれば十六条の二項に基づくところあるいは厚生年金であれば厚生年金保険法の三十四条で附則が本則に変わって物価スライド制を適用するとか、そういう改正がされたことは私自身は承知をしながらお聞きをしていますが、このような状況で続けていった場合、国民生活の中に二極分散が起きて貧富の差が拡大するのではないかとこの心配があるわけです。

まず、そこらについて厚生省の御見解をお聞きたいと思うんです。

○政府委員(水田繁君) 公的年金制度は、釈迦に説法で大変恐縮でございますが、社会保険方式によつて維持をいたしておりますが、基本的には五年ごとの再計算期にそのときにおける国民の生活水準なり賃金の動向等に見合つて給付の水準を設定し、一方でそれに対する将来の負担ということの両面を配慮しながら制度の運営を図っているわけでございます。

私ども、公的年金というものの果たす役割というのは国民の皆さんの老後の生活のよりどころになるものである、このように考えているわけでございます。これをベースにしながら国民の皆さんに企業年金なりあるいはその他の自助努力によつて自分の老後の生活に見合つた生活設計を立てていただく、こういうことに相なるのではないかと、このように考えている次第でございます。

○渡辺四郎君 確かに、五年に一回、賃金なりあるいは物価上昇を含めた抜本的な見直し、再検討をされておるということも実は承知をしておりますが、私が二極分散が起きるんじゃないかあるいは貧富の差が出てくる、拡大するんじゃないか、現にそういう傾向が出始めているんじゃないかというふうに、私たちが地域に帰りまして高齢者の皆さんあるいは身障者の皆さん方と接する中で、

実はそういうお話を聞くわけです。現役の労働者と退職後の年金生活者との関係、いま一つが健康者と障害者あるいは母子家庭の家庭生活、そういう部分でやはり開きが出てくるんじゃないか。

そこで、私自身言葉は妥当とは思っておりませんけれども、現在、底辺生活といいますが、そういうふうな非常に苦しい厳しい生活をされておる方たちが障害者の家庭であり母子家庭であり、あるいは退職後の年金受給生活者ではないかというふうには実は考えておるものですから、貧富の差が拡大すれば、貧の方がそこら付近の方たちに集中をしていくんじゃないか、こういうふうには実は考えておるところです。

ですから、国策として景気刺激策をやるあるいは現在実施をしておるの、国民全体の生活を向上するという大きな意味もあるわけですしあるいはその位置づけもあるわけですから、特に年金なりあるいは手当等でも苦しい生活を送っている方々に対しては日本経済全体の流れの中に一緒に入っていただく、そういう立場での生活保障が必要ではないか、あるいはそうすることが私ら政治の役割ではないかというふうに実は感ずるわけです。国の政策によつて国民の間に貧富の差を拡大するということは絶対に避けなければならぬしあるいはやつてはいけない、私はそれが政治だというふうに思ふわけです。

そのために、さつきも申し上げましたが、確かに、今、法律事項では国民年金の場合は十六条二項に基づいて物価のスライドをやっておる。しかし、こういう時点でありまして、できるならば恩給と同じように公務員のペーサップ率を基準にする。

といいますのは、今の経済成長は国がたかさん金を投じてやっておるものですから、年金受給者もあるいは障害者家庭も一緒にこの経済の流れに乗っていただく、そういう立場に立てば恩給と同じように、いわゆる公務員のペーサップ率を適用すべきではないか、こういうふうには実は考えるわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(水田繁君) 恩給は、いわゆる軍人とか官吏であつた者に対する国家の補償的な観点から全額国庫負担によつて維持されている制度でございます。社会保険のように財政再計算という仕掛けを持っておりません関係上、その年々によつて賃金や物価の上昇等を総合勘案しながら決めるという方式がとられておるわけでございます。

大多數の国民がその老後の生活のよりどころとしますところの公的年金は社会保険という方式で維持いたしております。先ほど水田先生の御質問の際にちょっと触れたわけでございますが、昭和八十年代における受給者もふえ、平均寿命の伸長に伴います受給期間が延びるあるいは年金制度が成熟化が重なるということで、公的年金の前途は大変厳しいものを持っているわけでございます。

先ほど先生の御指摘がございましたように、できるだけ公的年金に対する国民の信頼を確保するという観点から、政府内部でいろいろ批判はあつたわけでございますが、私ども、厚生年金あるいは国民年金は物価の上昇が五%を超えた場合に行うというのが原則になっておりますが、欧米先進諸国においてはたとえ〇・一%であっても物価の上昇に伴つてスライドを行っていることもございまして、現下の大変厳しい財政状況でございますが、ここで物価スライドというものに踏み切らさしていただいたわけでございますので、そこらあたりの点につきまして何分御理解を賜りたいと、このように思う次第でございます。

○渡辺四郎君 私は確かに恩給と厚生年金を含めた他の各種の年金関係の仕組みとか生い立ちとかの違いは、実は百も承知をしております。がしかし、先ほど申し上げましたように、国の政策として、いわゆる景気刺激策を数兆円という莫大な国費を突っ込んでやっているわけですが、世界から見れば、日本は世界一の金持ちだ、こういうふうには言われておる。しかし、そういう中で今度の改定を見た場合には、月に五十円とか

二十五円とか、一番底辺の生活を送っておる方たちに対してそういう状況が続いておるものですか、貧富の差が拡大をきつてある。だから、国の政策としてやっておるんだから、社会保障関係についても、国の政策として例えば公務員のペーサーぐらいは最低保障する、こういうようなことを私は採用しても悪いことはないんじゃないかという気がしてならないわけです。

今局長がおっしゃったように、確かに五年に一回の賃金上昇を含めて総合的な計算をされております。これを、今みたいなときには、最低二年に一回ぐらい見直すような、そして貧富の格差が出てくるのを防いでいくというふうなお考えはないかどうか。

私は、恩給が高いとは言っていないわけですよ。去年、恩給が二%引き上げられた。ことが一・二五%ですよ。二年間で三・二五%、恩給は引き上げになった。ところが、各種の年金の場合には二年間で〇・七%ですよ。ですから、恩給生活者と同じ生活をしておりながら年金生活者の中でそういう差が出てくるわけですから、そうすればこういう実情で、五年に一回の見直しをぜひ二年に一回ぐらいで見直してそういう格差をなくしていく。

これは、本法三十四条の、附則にあったのを本則に切りかえたわけですから、これを修正をしさえすればできることでありますから、そこらについてひとつ御見解をお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(水田努君) 私ども、五年に一回の再計算によって再計算時における国民の生活水準、賃金の動向等に配慮して給付水準を基本的に見直すという原則を持っておるわけですが、次の再計算期の間は物価の上昇に見合つて実質的な年金の価値が減価しないような対応を講じていくということまでやってまいっておるわけでございます。

この五年の再計算を待たずにその中間でもできないのか、こういう御質問でございますが、私ども、確かに大変急激なインフレーション等がある

ような場合にはそういう事態も考え得るかと思いますが、再計算を見直すということは当然それに見合つた保険料の引き上げもその時点で行わなきゃならぬわけでございます。現在、私どもは、基本的には一応給付水準の見直しに見合つた保険料の引き上げということにつきましては、おおよそ五年に一回程度ということと負担の方もそのようにお願いをしている経過でございますので、やはり実質的な価値を維持するという現行の私どものとっておるやり方の方がむしろ妥当ではないかと考えている次第でございます。

○渡辺四郎君 多分そういう答弁になろうというふうに思っておりますけれども、さっきから言いますように、国の政策として景気刺激策をやっております。景気刺激策というのは、やっぱり消費を拡大するわけでしょう。そうすれば、年金受給者にしろあるいは障害家庭の皆さんにしろ、本当に消費が拡大するような手当てをあるいは年金の支給をやらないじゃないか。

しかし、今局長がおっしゃる通りに、三十四条に基づいて物価スライドというのは決まっておりますんだということですから、私、その物価スライドの指数そのものに問題があるんじゃないか。これは、高齢者家庭の年金生活者やあるいは障害者の方々の生活の実態と余りにもかけ離れた指数のとり方ではないかというふうに実は思っております。

と申し上げますのは、御承知のとおり、消費物価指数というのは、自動車なんかを含めた、いわゆる耐久消費財まで入れた指数ですよ。そういうような中で六十三年度が〇・一だという指数が出ておる。ところが、これは厚生省でぜひ調査をしてもらいたいというふうに思っておりますけれども、高齢者や障害者の家庭の支出面で今ウエートの大きいのは何かといいますと、交通費と医療費、それに介護料なんです。

物価スライドの問題からいった場合、日本全土から見た場合の交通費の上昇率というのは、これは私は微々たるものだろうと思うんです。ところが、

が、先ほど申し上げましたような高齢者やあるいは障害者の方々というのは、生きるためには、食料費を減らしてでも医者には行かなくちゃいけない。そうすれば交通機関を使わなくちゃいけない。

実はこれは非常に強い要求がありまして、私は水俣病の関係の部分でも環境委員会でもやりましたけれども、交通費に対するウエートが非常に高い。これは、いわゆる消費者物価指数の中で、さつきから言いますように、わずかな部分しか出てこぬものだから、余りにも生活の実態とかけ離れた指数のとり方ではないかというふうに申し上げておるところです。

そういう状況の中ですから、先ほど言いましたけれども、私のところにもお二人見えまして、数値は下がっております。そして交通費なりあるいは医療費の方に回しておるといふのがこういう方たちの実態でありまして、その上に一番心配になっておるのが、ここの四月あるいは五月から民営鉄道関係を含めた八%から一〇%以上の値上げが予定をされておる、あるいは、医療費も改定によって実質的には〇・五%程度上がるんではないか。ですから、医療費そのものは負担はしていないわけですから、障害者になりますといろいろ病気を併発するわけです。初診料を払わなきゃいけないという問題等もあるものですから、そういうことが非常に実は心配として出ておるわけですよ。ですから、今の五年に一回の見直しを最低二年ぐらいに短縮をしてもこういう方々に対しては対応すべきではないかというのが私がさつきからくどいように申し上げておる一つの要点なんです。

それで、高齢者世帯の所得関係を見てみますと、年間の総所得が百九十九万円以下というのが大体全体の六一%になっておりまして、二百四十九万円以下というのが七一%強なんです。そうすると、こういう家庭基礎の非常に貧弱な高齢者世帯が、六十一年度では、この厚生白書にも出ておりますけれども、三百三十二万世帯あるというふうに出ておるわけです。前回の調査から見ればこういう貧弱な脆弱な高齢者世帯が増大をしておる。先ほど言いましたように、百九十九万円以下という所得の中で占める割合がどんどんふえていておるのが交通費と医療費とそして介護料という実態があるものだから、くどいようですけれども先ほどから何回も改定問題について申し上げておるわけです。

今、局長の方は、どうしても厚生年金を含めてそういう考えはないんだということですから、私も、私は、国民生活全体を眺めた場合、今政治の努力によって物価は安定しておるわけですから、経済成長がどんどん上がっていきけば現役労働者の賃金も上がりますし、恩給関係の皆さんの恩給も上がっていくわけです。そういう中で、いわゆる厚生年金を初め各種年金受給者あるいは障害者あるいは母子家庭を含めたそういう方たちだけが取り残されていくんではないか。いくんではないか。そこを何とかひとつ考えていただいて、再検討する部分を短縮していただきたい。

もう一回、局長、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(水田努君) 現在、六十四年つまり来年に向けてまして年金審議会での御指摘されたような問題を含めまして、給付水準のあり方、費用負担の問題等、既に種々広範多岐に御検討をいただいております。

先生の御指摘された事項等も十分念頭に置きながら、年金審議会の御意見がことしの秋に出てまいりますので、先生の今の御指摘の事項もその御意見を踏まえながら、さらに私どもも総合的な見直しから明年の改正に取り組みさせていただきます。このように思う次第でございます。

○渡辺四郎君 ぜひひとつ審議会の方に今申し上げたような意見が反映されるように努力をお願いしておきたいと思つてます。

次に、大臣にお尋ねをしたいと思つてますけれども、本委員会で国民健康保険法問題も議論をされ

てまいりました。その中で急速に進む高齢化社会に向けた医療保険制度についていろいろと議論がされましたが、六十二年十二月十九日の国保問題懇談会報告の中で「医療に関する総合的な対策」の②に長期入院の是正が実は提起をされております。これは、何も高齢者だけの問題でなくて、全体的な長期入院に対する是正の問題が提起をされておるんだというふうに私自身は解したわけです。

と申し上げますのは、先ほども浜本議員の質問の中でちょっと問題になりましたけれども、原爆被災者あるいは労働災害あるいは交通災害等で重度の障害を負いまして、そして入院治療した。その結果、症状だけは固定化するわけです。しかし、後は介護人なくしては生活できないという方たちが実はたくさんおられるわけです。

これも、この厚生白書の中に出ておりますが、身体障害者の実態調査を五十五年から七年ぶりに実施したということで、六十二年の二月にまとめた。その中でも、十八歳以上の在宅身障者が二百四十一万三千人。もちろん六十五歳以上の高齢者が全体の四五％となり、身障者の高齢化が進んでおるといふように報告には提起をされております。そして一方、増加しておる中では、三十歳代以下の者が七年前の調査よりも三〇％も増加しております。この原因は労災とか交通事故ではないかといふうふうにこの白書でも実は報告をしております。

大臣にお聞きをしたいのは、私は、労働省との関係で労災問題でやりとりをしました。いわゆる労災の重度障害者に対する介護手当の問題で、社会保障学会なんかかなりの問題提起をしておられますが、なかなか労働省も進まない。いろいろ聞いてみますと、どうもこの原爆被災者に対する介護手当、現在三万八千二百円、今回の改正で四百四十万円上げまして三万八千六百円、この介護手当が実は一つの基準になっておるようなお話を聞きました。そうしますと、先ほど言いました懇談会の答申で、長期入院対策をやらなきゃいけない、ところが実はたくさんの方があるいは高齢者がおり

まして、在宅でやる場合には必ず配偶者なり家族の介護がなければ重度障害者の皆さんは生活ができないわけです。ところが、手当が三万八千二百円というのでは配偶者自身あるいは家族の生活ができないのですから、どうしてもその障害者が犠牲になって病院に入っておるという実態が現実なんです。

ですから、大臣が一番御心配になっております。全体的な医療費そのものを、今の伸び率をどうとめていくかということである。いろいろ医療対策等もやられておりますし、在宅ケアにも力を入れていくということが言われておりますが、私は、一つの長期入院の是正対策として、いわゆる介護手当を大幅に増額をする、そしていわゆる長期入院対策の一環としてあるいは日本の国全体の財政から見た場合にも、私は介護手当を大幅に増額してあげてもその方が財政的にはかなり有利な面が出てくるのではないかと。

これも、要介護老人対策の關係で、総務庁の老人対策室が六十二年の二月に六十歳代の人に対して行った調査がこの白書の中に出ております。これを見てみましても、自分が寝たきりとなった場合は、配偶者ないし家族、親戚が全体の八割以上、そしてその多くの方々が在宅での介護を望んでおる。これは、私は、高齢者だけではなくて、障害者の皆さんだってそうだと思うんです。原爆被災者の皆さんだってそうだと思うんですよ。ところが、先ほどから申し上げますように、三万八千二百円では介護人を雇える金ではない。在宅療養すれば奥さんがつかなぎやいけない。何十年かかかるわけですからね。そうしますと、奥さん自身は全年金もない、もしもその障害者の方が亡くなった場合には後は生活のめどが立たない、こういう問題で私は防災問題のときにいろいろやりとりしましたけれどもそれは別として、個々の介護手当を厚生省が思い切って引き上げる、そのこととが全体的な長期入院対策にもなりますしあるいは医療費全体の対策にもなるんじゃないか、そう

いう気がしてならないわけです。
大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(藤本孝雄君) 在宅における介護につきましては、今御指摘のように、家族の方々に物心両面における負担を伴うわけでございますから、そういう点に着目をいたしまして介護手当を支払うべきではないか、また充実すべきではないか、これは、確かに将来の在宅ケアを進めていく上での大きな課題であると私も思っております。

我々今考えておりますのは、現実的に在宅ケアを充実していくためには、やはりむしろそういう家族の方々の負担をどうやって軽減していくか、家族構成であるとかまた御婦人のご家庭外での社会参加ということも今後の問題としてあるわけでございますから、そういう実態面を見ますと、そういう家族の方々の負担を軽くしていくために、むしろホームヘルパーであるとかショートステイであるとかそういう形で在宅ケアを重視していくことが現実の対策としてはより有効ではなからうか、こういう考え方に立つておるわけでございます。

しかし、最初申し上げましたように、介護手当の問題については、これはやはり一つの大きな将来の課題であるというふうには思っております。御承知のように、家族の方々の負担を軽減する方法としては、現在は税制上におきまして配慮をいたしておるわけでございまして、そういう面での今後の対策というものはこれは今後とも考えていかなきゃならぬ問題であろうかと考えております。

○渡辺四郎君　じゃ次に、直接的に本法案と関係があるわけじゃありませんが、廃棄物の処理・再利用問題についてちよっとお聞きをしておきたいと思うんです。

昨年の六月二十五日付で総務庁から厚生省に対して「廃棄物の処理・再利用に関する行政監察結果に基づく勧告」が出され、これに対して厚生省では、本年二月十六日付で速かに総務庁へ回答したというふうに聞いております。

そこで、厚生省はこれに基づいて都道府県に通

知をする予定と思いますが、その内容は今後の魔棄物処理行政の方向を左右するものと思うものですから、処理行政を担当する厚生省にその基本的な態度をひとつお聞きをしたいと思うんです。

○政府委員（古川武湯君） 委員御指摘のように、廃棄物問題につきまして行政監察局の調査をいただき、それに基づいて問題点を指摘した上で勧告をいただいております。

厚生省といたしましては、これについて回答したところでありますが、単に回答を差し上げるといふことでなく、この回答の線に沿ひまして都道府県、市町村等を指導するとともに、国についての責任も明確にしながら今後の廃棄物対策に遺憾のないように対処してまいりたいと考えております。

○渡辺四郎君 回答の線に沿って都道府県、市町村を指導していくということは、清掃事業の目的そのものが廃棄物を適正に処理し住民の生活環境を保全することにあるのはそのとおりだと思ふんですが、そのためには、市町村の固有事務として市町村の責任のもとに清掃事業を適正に行うことが必要だと思ふわけです。そのことは廃棄物処理法の中でも明確になっておりますし、この旨を規定して、事業運営につきましても、直営を基本としながらいさらに委託等による事業運営を求めているものではないというふうに私自身は思ふわけです。

清掃事業に対する厚生省の考え方をもう一度お聞きしたいと思ふんです。

○政府委員（古川武温君） ただいま委員御指摘の点につきましては、清掃事業の対象の中、いわゆるごみ、一般家庭から排出される一般廃棄物を特に念頭に置いて委員御指摘いただいたと思っております。

一般廃棄物の処理につきましては、委員御指摘のとおり、法にもございますように市町村の固有事務として明確に規定され、その責任は明らかにされているわけでございます。

そういうことで、今後とも市町村の責任そして

その適正な運用、そうしたものがしつかり行われるよう指導してまいりたいと考えております。

○渡辺四郎君 先ほど申し上げました勧告の中で、総務庁は、行政コストの面から廃棄物の収集運搬業務の合理化あるいは効率化を求めているようですが、厚生省としてはこの点についてはどういうふうなお考えか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(古川武通君) ごみの収集運搬業務の合理化の中で御指摘がございしますが、こうした事業に携わる職員の労働安全衛生の確保というものが前提といえますか、一番大事になるわけでありまして、その上で、分別収集による減量化あるいは資源化、施設設備の適正な整備・交通状況等を考慮した計画的な作業の実施等がございします。

あくまでもそうした前提に沿いまして対処してまいるのが基本だと考えております。

○渡辺四郎君 そこで、今出されました清掃労働者の労働災害あるいは死亡事故については、先般来の労働安全衛生法の審議の中でも、私は、労働省の方々にこの問題についてかなりの実例を挙げて対策について実質的な質問をしたわけですが、そういう事故が多発しているという状態、いま一つは、委託業者による不法投棄がかなり実は頻繁に行われております。

私自身も地方におりましていろいろやってきたわけですから実例を申し上げていいわけですが、これも、これについて、まずもって、委託業者に法律をどう守らせるかという立場での指導を私は徹底すべきだと思っております、まずそこをお聞きしたいと思っております。

○政府委員(古川武通君) 二つの点を御指摘いただきました。一つは、災害事故の点でございします。それからもう一つは、不法投棄の問題でございします。

災害事故につきましては、直接、委託ということとは別にいたしまして、これは、そうしたことがないようにマニュアル等もつくって指導してやるとうございしますが、なおこの徹底を図るよう、都道府県、市町村を通じてさらにしっかりと

対応してまいらなければいけないことだと考えております。

それから、不法投棄については、たびたびテレビ等でも出る問題でございしますが、我々としても大変悩んでいるところでございします。特に、産業廃棄物、建築廃材については目に余るものがございます。こうしたことに対しましては、こうした違法行為に厳正に対処するというふうなことを行いながら、民間の処理業者の指導、適正処理を確保するよう努力してまいりたいと考えております。

○渡辺四郎君 先ほど労働省との関係で労働安全衛生法審議の中でも申し上げたことを申し上げたわけですが、労働省は来ていないと思うんですけれども、厚生省と労働省とにまたがっているものですか、なかなか難しさがございまして、労働省にも、労働基準監督官が足らぬのじゃないかということ、この間の労安法の審議の段階で私の方から指摘をしたわけですが、この間審議が終わった後、また神奈川県で御承知のように委託関係の清掃労働者が清掃車に巻き込まれて亡くなった。あるいは、その前ですけれども、これは福岡のごみ焼き場でニスの入った缶が爆発して生徒が四名けがをする、用務員さんが責任をとって自殺をする、こういう悲惨な事故が続いておるわけです。そういう関係の部分で、これは厚生省と労働省が一体となつていただいて、安全対策についてはぜひひとつ万全を期していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

不法投棄の問題について先ほど私は申し上げましたが、これは私の方から要望ということでお願いをしておきたいと思っておりますが、一般廃棄物あるいは産業廃棄物の不法投棄が近々には非常に頻繁になってまいりました。生活環境審議会の専門委員会でも、六十二年の八月ですか、検討に入っております、幾つかの手は打ってあるようでございますが、私は少し手ぬるいんじゃないかという気がしてならないわけです。ですから、今、六十一年十一月に決定されました第六次産業

廃棄物処理施設整備五カ年計画ですか、によつて実施はされておりますけれども、不法投棄対策が都市近傍の自治体の今悩みの種となつておるといふのが実態なんです。摘発という言葉はどうかと思ひますが、摘発するにも、保健所の職員はもちろん何も権限はないわけですが、取り締まりの責任は自治体にある。そうしますと、二人一組ぐらいで組みまして、当てもない山合いで、それも夜の夜中に巡回をしながら、不法投棄があればそこを押さなければいけない。ところが、不法投棄を捕まえても、警察に連絡して警察の方から手を打たなければならぬが、警察に連絡をする場合には何か物的証拠を残さなければいけない。そうしますと、不法投棄に來た車のナンバーを撮るかあるいは社名を撮るかです。ところが夜ですから、フラッシュをたかなければいけない。そうしますと、相手の方は、不法投棄ですからやっぱり構えてきておるわけです。そうしますと、保健所の職員、県の職員あるいは自治体職員が一人、二人でこれを取り締まるということではできないというのが現実なんです。そして、それがしかも山合ひの、水源地の奥に産業廃棄物を中心にした不法投棄がされておるといふのが今の実態であるわけですね。私は、このままの状態ではいけない、これは取り返しつかない状態が起きてくるんじゃないかと思ひます。

これは、私の方の福岡県の久山町に小早川という町長さんがおられて、行政改革についても医療対策についても非常に進んだことをやりまして、現に市町村共済関係でも受診率がずっと減つてきたということ、この間、新聞でも大きく報道されておりました。そういうふうな環境、医療関係に小早川さんは非常な熱意がある方なんです。その方が私に訴えたのが、このまま放置した場合には大変なことになつてしまふ、飲み水が危険だということをおっしゃつておつたわけです。

先ほどから言いますように、不法投棄を取り締まるのは県の職員、自治体の職員だということにはなつておりますが、現場で見つけても警察に連絡しなければいけない。警察に連絡するには物的証拠がなければいけない。しかし、物的証拠は、夜であれば写真を撮るのにフラッシュをたかなければいけないという問題もあるものですから、そういう点でなかなか困難性がある。あるいは、投棄された廃棄物を調べに昼間行つて、何かそこに物的証拠に残るものがないかどうか、非常にこれは危険な問題ですけれどもそういうことまでしながら自治体の職員はこの不法投棄についての監視をやつておるわけです。しかし、それでも対応がなかなかおぼつかないというのが現状であるわけです。

確かに、五十七年ですか、清掃事業に対する安全管理の要綱等が出ておりますけれども、こつちの方の取り締まりに対する検討が少しくれておるんじゃないか。そこらについてまずお聞きを、兼ねて要望をしてみたいと思ひます。

○政府委員(古川武通君) 委員御指摘のように、産業廃棄物の不法投棄、しかもそれは建設廃材が大部分である、そしてそれらの捨てられ方というのが山間地といったところへ持つていつて捨てるということ、まさにこれを証拠立て摘発していくというのには大変な仕事でございします。関係省庁と連絡し、あるいは部会等の意見をいただきながら対処しているわけでありまして、実際にそのものを捕まえるということにはそういうふうな苦労があります。

そういうふうなことで、もう一方では、建設関係の事業者の集まり、例えば日本廃棄物対策協会に委託しまして、こうした建設事業者からの自主的なそうした自覚に即したような方向で対応策についての御意見を協会にいただく等、いろいろ努力しておりますが、まさに隔靴掻痒、十分ではございません。

今後とも最大の努力をしてまいりたいと思ひております。

○渡辺四郎君 それでは、これで終わるわけですが、最後に、私、お願いをし、御検討しておいていただきたいことは、先ほどから言いまし

たように、自治体の職員が現場で取り締まりをした場合に、見つけても、物的証拠を準備して警察に持っていかねば何の措置もできない。確かに営業権を与えるかどうかというのは自治体にあるわけですが、そうすれば、もう少し何か保健所あるいは自治体の職員、監視員に対して強い権限を持たせるような方向で御検討していただかなければ、さきから申し上げますように取り返しのつかない状態になってくるんじゃないか。

これは、私自身も住宅関係の仕事をしておりましてから詳しいわけですが、一番最初に建てました鉄骨のアパート類が大体二十年、三十年経過をしてき出したわけです。そして、今の土地ブームまた住宅ブームの関係があるものですから、そういう部分はほとんど取り壊される。それは鉄骨も入っておりますし、これらが中心ですが、そういう廃棄物がたくさん捨てられてきつつある。しかし、それに対してはどうしても対応できないというので、冒頭申し上げましたように自治体の悩みの種になっておるものですから、ぜひひとつ取り締まりについて厚生省が中心になっていただいて、そして対策を少し強めるような方向で御検討願いたい。

同時に、先ほど申し上げましたように、労働安全衛生の問題についても、労働省に言わせると、一つの事業体の中に五十人以上の従業員がおりなければ安全委員会は置かなくていいというが、置くのは五十人以上だ、こういうふうになっておりますけれども、一つの清掃事業の現場でもあるいは学校給食の現場でも、直営の部分がありますし、民間の部分がありますしあるいは一部事務組合の部分があって、いろいろと複雑になっておるわけです。

そういう関係の部分も、厚生省が主管庁でありますから、労働省と十分打ち合わせをしていただいて、そして安全対策についてもひとつ万全の対策を講じていただきたいと思います。○委員長(関口恵造君) 四案に対する午前の質疑

午後零時八分休憩

午後一時十三分開会

【理事佐々木清君委員長席に着く】

○理事佐々木清君 ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案並びに厚生年金保険法の一部を改正する法律案の四案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○初村達一郎君 私は、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について厚生省側にお尋ねをするわけであります。大臣は最後に、行政当局が答弁をした後に、総くりとして大臣の所感をいただければ幸せと思ひます。

【理事佐々木清君退席、委員長着席】
したがって、私が申し上げることは特に被爆者の地域拡大について、これでもう三度目ですからね、同じ問題を。私は、私が納得するまでの間はたびたびこの委員会に来て質問をするわけであります。きょうは、特に一カ所の地点に絞って質問をいたしたいということでございますから、よろしく行政当局は御答弁をお願いしたいと思います。

とならない多くの被爆者の声に耳をかさず、大差冷たい態度で答弁をしております。地域拡大については、昭和五十三年の基本問題懇談会の報告書を引用しまして、科学的、合理的な根拠のある場合に限り地域指定を行うと繰り返しているのであります。

しからば、科学的、合理的な根拠とはいかなるものか、お答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(北川定謙君) 特定の地域を被爆地域と指定するための科学的、合理的な根拠ということでございますが、これは、その地域における原爆の被爆線量が住民の健康に影響を及ぼすに足るものであることが残留放射能等の科学的データによって明らかにされ、当該地域が被爆地域に指定されることもともであるとして関係者の間から納得を得られるような合理的な根拠が認められるということでございます。

○初村達一郎君 今局長が答弁したんですけれども、実際に現場に行ってみますと局長の答弁されるような現象があるわけですね。

私は、これで三回やるわけですが、現場に三、四回行って、その実態を聞かされてきておるというのであります。したがって、この被爆者対策を我が国において特に一般被災者と異なつて特別対策として実施するのは、放射能を被曝した、そこに特殊性を見つけて施策を実施しているのではないかと思ふんです。

したがって、原爆による放射能を被曝したと生活、肉体に及ぼす影響等他の人々との間に有意の差があれば、それは科学的、合理的根拠が立派に存在するというのが言われるんじゃないか。

○政府委員(北川定謙君) 人の健康あるいは生活の状況、これは地域地域によっていろんな状況にあるわけでございます。ある地域では有病率が高いとかあるいは生活にいろんな困難な面を持つておるとかそういうことがあるわけでございますが、それだけでは原爆との関係ということが説明はできないわけでございます。

前提として、人の健康に影響を及ぼすであろうというふうな放射線のレベルがあるかどうかということがやはりこの問題の基本になると私は考へておりますのでございませう。

○初村達一郎君 単に残留放射線の線量のデータの大きさだけで科学的、合理的な根拠ではないかなと思ふわけですか。

線量の多い少ないだけでこれは言われたい私は思ふわけですが、放射能被曝の肉体内への影響はまだまだ解明されていない点が多々あるのではないかなと私は思ひます。地域住民の健康状態をつぶさに調査検討する必要があるのではないかと。そうでなければ被爆県民として納得しがたい。

厚生省はそれをやったことはないと思ふんですが、やはり厚生省と県、市と一体となつてその実態は検査する必要があると思ふ。いかがでしよう。

○政府委員(北川定謙君) 確かに、先生御指摘のように、放射線の人体への影響ということはまだまだわからない点が多いわけではございますが、我が国に原子爆弾が投下されて既に四十数年を経過しております。大変悲しい体験であるわけでございますけれども、我が国では被爆による健康障害あるいは人体に影響を及ぼすような放射線のレベルというふうなことに科学的なデータは諸外国と比べまして非常に大量に蓄積をされておるわけでございます。

特に、今、広島、長崎両市に置かれております放射線影響研究所は、一定の対象人口を長年にわたつてフォローアップをしてきておるわけでございます。このデータによつても放射線によつて障害を受けた疾病の状況については相当程度の蓄積を持っておりますのでございませう。

私どもとしては、一方で、確かに被爆を受けて身体に影響を及ぼされた方々への対応はもちろんでございませうけれども、一方で、過剰な不安ともいえると思ひますけれども、放射線に対するそういう非常に過剰な不安、必要でない不安は解消していく、両方の側面を持っております。

でございますので、そういう観点から、放射線の影響ということについては科学的なデータをやはりきちんと認識をしていくということが一番基本ではないかというふうに考えておるところでございます。

○初村一郎君 今局長の御答弁を聞いて、やっぱり、そういうような地域住民の健康状態を調査したりあるいはまた検討を加えるということとは、私は非常に大事だろと思うんです。だから、そういう点をぜひ一歩踏み込んでやってもらいたい。

そこで、被爆直後の当該地域の実態を調査して、後でお手元に差し上げております原爆被爆地域図をござらんになればおわかりと思うんですが、やはり、今日でも地形上または地勢の上からも容易に理解、認識できるわけですから、もう少し踏み込んだ考え方をしてくれなければ私どもは到底納得しない。

そういう点をやる意思があるのかどうか、これをお答えいただきたいと思う。

○政府委員(北川定雄君) 先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、厚生省といたしましては、被爆当時の放射線の状況、さらには昭和五十一年と五十三年の二年度にわたります、その後の残留放射線の状況等についてかなり綿密な地点の調査をやっておりますのでございます。

そういう科学的な資料からいいますと、現在の被爆地域をさらに拡大するという必要性は認めがたいという立場をとっておりますのでございまして、そういう状況にあるということについて御理解を賜りたいというふうに存じます。

○初村一郎君 今の答弁を聞けば聞くほど、私は納得しがたい。

そこで、お手元に原爆被爆地域図を差し上げておるわけですが、これでもおわかりのように、赤色で塗つておる、これが間ノ瀬地区というんです。既にこの北の方の長与村あるいはまた南の方の矢上村に区切られて、間に挟まれておるんですよ。その両方が指定を受けておるのに、何でこの

地区を漏らしたのかなと、私自身がおかしくならない。

しかもまた、この間ノ瀬地区は黒い雨の地域でもある。この黒い雨が一部入つておるわけですよ。さらに、地形的にあるいは風向きから見ても、放射性降下物があつたことを容易に容認できるわけですよ。

これでもこの地区を指定する必要ないと判断するのかどうか。

○政府委員(北川定雄君) 長崎の地域に原爆が投下されて既に四十数年がたつておるわけでございますが、この被爆地域を指定をするという点から見ましても、非常に長い年月がたつておるわけでございます。

当初は、原爆の放射線の影響というものを完全に掌握をするという観点から、かなり幅広く指定地域をとつておつた、こういう状況があるわけでございます。先生御指摘の長与あるいは時津の地域につきましても、そういう流れの中で追加指定をされていったというふうに考えられるわけがあります。

一方、その後、いろんな調査が進んでおりまして、放射線の被害というものが実際にどの程度の線量の段階で問題があるのか、仮に放射性降下物が落ちたとしても、それはその量にもよるわけでございますけれども、その地域地域で残留をしてございまして、その地域地域で調査をすることによって、放射線のレベルを調査することによって、心配がない、こういうことになってきたわけでございます。

確かに、御指摘のように両側に挟まれたということ、その地域の住民の皆さんが御心配になる点は理解ができないわけではないわけでございます。先生も御承知のように、この原子爆弾による灰は島原半島の非常に遠くまでも到達しておるというふうなこともございまして、確かにそういう事実があつたわけでございますけれども、今日の放射線に関する医学の知識からいって、そこまでは心配する必要はないのではないかと、こういうことでございまして、昭和五十五年にいわゆる基本

懇の先生方の御意見もございまして、今後はもうそういう心配はないのだから、科学的、合理的な根拠がない地域の拡大は新たな不合理を生ずるということ、現在置かれておる状況がこの地図の上からござらんになりますと非常に不合理な点があるわけでございます。けれども、五十五年の時点でそのところは現状固定をした、こういう考え方をとつておるわけでございます。周辺の地域が放射線の影響を大きく受けておるということには必ずしも言えないという状況にあるわけでございます。

○初村一郎君 あのね、あなたは、もうこれ以上は我々は言わぬからというのをだれが言つたの。

長崎県と長崎市が原爆の地域拡大を要請しておるのは、毎年こういう書類を出して、この末尾の方にちゃんと書いておるんです。毎年これをやるんです。それをあなた方がしない。しないから、私は、特に間ノ瀬という地区に再三行って、実態を聞いて、それを何とかしなければいけないということ、この三回目の質問をするわけですから、私も知らないようなそういうことを言つて、これでもうしないとかいうことを言つちゃだめです。

そこで、この間ノ瀬という地区が当時のことを一番よく詳しく調査しておるんです。これは、長崎市の東部の六キロないし八キロの地点に位置をしておる山間部なんです。被爆当時、被爆者が長崎市の浦上方面から諫早方面へ抜ける唯一の近道として利用されておる。そのときに、当地区の各家々の方々は、水を与えたり食糧を与えたりして、負傷者の手当てをしてやつた。そこから先へ行けないんですから、こういう人方を非常に努力して看護した話も聞かされておる。

それで、その地区は、被爆当時四百名程度の人口があつたというわけだが、現在はもう半分近くになつておる。昭和二十年八月十日から六十年七月十一日までのこの地区の死亡者が百四十六名おる。しかも、その中で、がんによつて死んだ方が

二十九名、白血病が四名、原爆症が五名となつておるんです。

こういう実態をあなた方は知つておるんですか。

○政府委員(北川定雄君) 関係者のお話から、そういう数字があるということについては承知しております。

○初村一郎君 私は、これを証明するためにどういう方法で調べたのかと電話で聞いてみたんです。そうしたら、病院のカルテがない。それはなぜなのかといつたら、五十七年七月の水害で流れてしまつたというわけだ。そこで、死んだ方々の家を一軒一軒ずつと訪ねてみて、あなたの方々に渡しておるこの資料のような病歴で亡くなつておるといふのが実情のようであります。

だからして、健康の診査あるいは死亡者の死因等を十分調査して判断することも、私は、科学的、合理的根拠を見つづけるためにぜひ必要ではないかと思うんです。合理的、科学的根拠を見つづけるには努力をしなければいけない。

地域拡大をしていくというのが被爆者対策の行政の姿勢じゃないかと思うんですが、いかがでございますか。

○政府委員(北川定雄君) 先生が御指摘の、そういう地域の健康状態をつぶさに調べていく、これは非常に大事なことでおると思うわけでございますけれども、非常に小さな地域の死亡状況というもの、その地域に長年住んでおる方々の特性とかあるいはその時点での偶発的ないろんな現象等、ある場合には特定の疾患が非常に多くあらわれるというふうなこともあるわけでございます。またいろいろ統計的な手法で、そういうことの特長性というものは明らかにする努力をする必要があると思うわけでございます。

一方では、先ほど来申し上げておりますとおり、この原子爆弾被爆者の問題は、あくまでも放射線被爆ということが基本にあるわけでございますので、そういう身体的な状況を調べる前に、本来に放射線がその地域で大量に人に被曝を及ぼし

たのかどうか、そういうことが合理的に推定されるということが前提になるのではないかと、いうふうに思っています。

○初村達一郎君 ごく最近の資料で、去る五月八日の読売新聞の報道で、長崎大学の水産学部の宮原教授が研究を明らかにしております。そこでも、長崎原爆の死の灰は西風に乗り、爆心地から東方に広範囲に放射性降下物があつたことを明確に裏づけておる。

この研究結果をどのようにあなた方は認識しておりますか。

○政府委員(北川定謙君) いわゆる死の灰が西の方から東の方に流れた、それを精密に申し上げる資料は今手元に持っておりませんが、概念的にはそういう状況があつたということは私も承認をしております。

しからば、いわゆる死の灰というものが持つておる放射線のレベル、そういうものから見ると、今までの昭和五十一年あるいは五十三年の調査の結果から見ても人体に影響を及ぼすようなレベルのものではなかった、こういうふうに理解をしております。

○初村達一郎君 放射線の灰が風によって降下した、人体に影響がないからそれでいいんだということではどうかと私は思うんです。

爆心地から東の方にずっとこの放射線がおりてくるんですから、被爆地域指定についてもやっぱり厚く配慮があつてしかるべきと私は思う。だからして、皆さん方も研究をされると思うが、よくそういう点をさらに再検討していただきたい。

そこで、時間がなくなりましたけれども、本年度から、長崎県と長崎市が共同して被爆地域は正へ科学的根拠を明らかにするために、検討会を設置して検討に入ることが決まっております。

だからして、政府においても被爆住民の切実な声に謙虚に耳を傾けてもらいたい、そして地域拡大に前向きに対処していただきたいと思ひますが、その気持ちがありますかどうか。

○政府委員(北川定謙君) ただいま先生御指摘で

ございました長崎県・市が被爆地域を是正するという観点から検討会を設置する、こういうことについては私も承認をしております。

私もどなたかしましては、あくまでも、先ほど来申し上げておりますとおり、昭和五十三年の基本懇の専門の先生方の御意見が、非常に厳しく今後の放射線障害というものの正しい認識をすべきである、こういう指摘をされておることからいいます、どうしてもやはり科学的、合理的な根拠というものをスタンダードポイントにせざるを得ない、そういう状況にあるわけでございまして、今回、長崎県・市が共同でそういう科学的、合理的な根拠をきちんとするという研究をするための検討会を設けられるということでございまして、厚生省といたしましてこの点については十分に見守つてまいりたい、このように考えております。

○初村達一郎君 もう時間もないんですが、これは前に言うんですが、この地図の空色、時津と長与を指定する場合に、右の上の黄色、伊木力村、大草村、喜々津村、これは合併してあるわけですが、この指定についても、当時、五十四年に一年間待つてくださいよということを言うておるんだから、何年になるの。もう十年になるよ。だから、これもやっぱり政治的配慮でやつてもらわねばいかぬと思うよ。

そこで、大臣、時間があれば詳しく話すんですが、これも、今問答をしたような実情でございまして、これは、もう被爆県民として叫んでおるわけですから、県、市が毎年毎年厚生省にお願ひをしておるわけですから、何とかこれに対する措置の方法、これをひとつ御答弁願ひたいと思うんですが、

○国務大臣(藤本孝雄君) 地元におきます被爆住民の切実な声を背景にいたしまして先ほどから初村先生の御熱心な御議論、御意見を承つておりまして、私もできる限りの対応はしなければならぬと思つております。

この被爆地域の見直しにつきましては、今までのいろいろな経緯の中で最終的には、今後見直す場合には科学的な合理的な根拠が必要だ、こういうことで基本懇の報告をもとにして対応していきたい、これは御理解いただけたらと思うわけでございまして、そういうことでございまして、しからば今後の被爆地域の見直しということになりますと、科学的な合理的な根拠を立証していくという必要性があるわけでございまして。

そこで、関ノ瀬地区の問題につきましては、先ほどからいろいろ具体的な根拠といひますかデータといひますか資料をお持ちのようでございますので、それにつきまして、厚生省としても専門家の方々に先生お持ちの資料をもとにしまして十分に研究検討をしてみようというふうなことをひとつ考えてみたかどうかということが一点。

それから、県、市、地元におきまして科学的な合理的な根拠を見出すための検討会をつくられて、今後対応されるということでございまして、この検討会につきましても、我々としては、必要な御協力、御相談ということにつきましては十分に配慮してまいらなかならぬというふうに考えております。

○初村達一郎君 今大臣から前向きの御答弁を願つたわけですが、斎藤大臣もこの前、専門家の方々と相談をしてみますというのを約束しておるんですから、専門家の方々と相談したのかどうかはわかりませんが、これは別として、大臣の発言を信用して、私も今後被爆の地域指定について協力を惜しまないわけですから、よろしくお願ひを申し上げまして質問を終わります。

○中西珠子君 まず、厚生年金保険法の一部を改正する法律案についてお伺ひいたします。

厚生年金基金制度は、公的年金を補完する企業年金の中核をなすものとして重要な機能を果たすものでございまして、今回の改正法の充実と普及を図るために改正法案を提出されていることは評価できるのでございますが、改正法案の中で、厚生

年金保険法の第三十二条に一項を加え、第三項として、厚生年金基金の支給する年金給付について努力目標の水準を設定していますが、この水準を老齢厚生年金の代行部分の二・七倍に相当する水準としている理由についてお伺ひします。

○政府委員(水田繁君) 今回の改正は、基金の制度を魅力あるものにするということと基金の制度を普及していくための条件整備を図るということの二つを大きな眼目にいたしておるわけでございまして。

その最初の、基金の制度を魅力あるものにするために給付の充実を図るということでこの努力目標を設定したわけでございまして、今の先生のお尋ねは、なぜ代行部分の二・七倍にしたかと、こういうお尋ねでございまして。

これは、この基金制度の普及充実を図るために厚生省の中に企業年金等研究会というものを設けて、約一年間精力的に御審議をいただきましたが、昨年の七月御答申をいただいたわけでございまして、その中に、およそ老後の生活をより豊かに安定的にするために退職直前の給与の六割程度を満たすようにすべきである。この六割程度を満たす水準としては、国から支給される年金と厚生年金基金から支給される年金を合算して六割程度、こういうことになるわけでございまして、ボーナスを含めた退職直前のこのおおよそ六割の給付水準を満たすために逆算してまいりますと代行部分の二・七倍、こういう水準が導き出されるわけでございまして。

今回の改正案におきましては、この水準を満たすまで年金の積立金についてもあわせて非課税にするという措置を、今回の改正法案の附則において法人税法の年金積立金に関する非課税水準の手直しもあわせて図つておるわけでございまして。

○中西珠子君 非課税にするその限度というものが大きなウェイトを占めて二・七倍という数字が出てきたのかと、こう思つたんですが、そればかりではなくて、やはり企業年金等研究会の提案に従つて退職前の給与の六割を保障するた

めに逆算すると代行部分の二・七倍になる、その後の方が重点があるわけですか。

○政府委員(水田努君) そのとおりでございます。

○中西珠子君 六十三年の二月一日現在で厚生年金基金は、基金数が千九百九十四、加入員数は厚生年金の被保険者の四分の一強に当たる七百四十九万、こういうことですね。私としても、厚生年金基金の老後の所得保障における重要な機能というものを考えますと、これをもっとも普及していく必要があると思うわけです。

厚生年金基金の普及を図るために、今回の改正法案の中にも一つ二つ措置を入れていらっしゃると思いますけれども、厚生省はそのほかにもいろいろ対策とか措置をお考えだと思ふんですが、一般的にどのようになさっているかということをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) 先ほどもお答えしましたように、基金の制度を普及するためには、国民の皆さんにとって基金自体が魅力のある制度であるということがまず大事であらうかと思ひます。そのために、先ほども申し上げましたように、給付の水準について労使にとつての一つの努力目標というものを法律の上で設定したということと、それから短期脱退者についても、この基金制度というものは代行部分の上にプラスアルファの年金を上乗せすることがこの基金をつくる主たる目的でございますので、その主たる目的であるプラスアルファの上乗せ年金についてもできるだけ年金という形で支給できるようにするのが好ましいというところで、今回その通算措置もあわせて講ずる改正内容を盛り込ませていただいているわけでございます。

それから、具体的な普及というものは、やはり設立の人員規模について一つのハードルがあるわけでございます。このハードルをできるだけ下げたいということが私も必要であらうと思ひます。そのハードルを下げる方法につきましては、先ほど申し上げました昨年七月にいただきました

企業年金等研究会の報告の中で、単独企業の場合には現在従業員数が八百人以上ある場合に認可するというものになっているのを五百人まで下げるべきではないかというのの一つ、それから同種同業の総合基金というのを認めておりますが、現在の基準でございまして同種同業は五千人以上というところになっていてございまして、その報告はこの五千人を三千人まで下げるべきである、こういうふうな御報告をいただいております。私も、そういう方向に持っていきたいと考えているわけでございます。

さらに、この改正案を諮問いたしました年金審議会でもさらなる条件の緩和を検討すべきだと、こういうことを言われております。そのさらなる条件の緩和という内容は二つございまして、主として中小企業の方がつくられますところのいわゆる総合基金、これは一応三千人を想定しているわけでございますが、もうちょっとこの規模を下げられないかどうかを検討してほしいということ、現在この総合基金というものは同種同業で認めているわけでございますが、工業団地とか御売団地に異業種間でもこれを認めるということを検討してほしい、こういう注文がついておりますので、私もそれらの点について配慮をして対処してまいりたいと考えております。

ただ、この場合も、私もそれに踏み切りますのには、やはり条件の整備が必要であるということとで今回の法律改正になっているわけでございます。というのは、単独企業の場合八百人から五百人に人員規模を下げます場合に、そこに要しますところの事務費コストというのは人員規模のいかににかかわりなく共通してかかるわけですから、規模が小さくなればなるだけ割合高くなるわけでございます。せっかくハードルは下げてもらつたけれども、事務費負担にたえられないのでつくりなれないということになっては普及できませんので、私も、小規模の基金の場合には事務の共同処理によって徹底的な事務費負担の軽減を図れるような方を法律上講じているということと、それか

らやはり人員規模が小さい企業がつくるということとは母体企業が倒産する危険性というのがかなり従来に比して高くなるわけでございますので、母体企業が倒産した場合に年金権が保全できるような方を講じる必要があるということで、母体企業が倒産した場合の支払いの保証制度というものを、そういう方を講ずる道を厚生年金基金連合会に権能として付与するというのを今回の改正案に盛り込んでいただいております。

事務の共同化あるいは支払い保証制度の創設、こういう準備体制を整えた上で先ほど申し上げましたような設立認可の大幅な緩和措置を講じてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

○中西珠子君 今御説明のありましたような法案内容に盛り込まれた普及のための措置というものは非常に大きな前進だと思ひますので、早期実施、そして効果的な指導を行つていただきたいと思います。

次に、厚生年金基金の積立金の資産運用等についてお伺いしたいと思ふのですが、現在十五兆円に上ろうとしている巨額な積立金が厚生年金基金にはあるわけですか。

それで、現在は生保と信託への委託運用というものの限られておまして、今回の改正案では自主運用の導入が見送られたということだそうですが、やはり自主運用というものを許して運用方法を拡大し効果的な運動をやるという必要があるのではないかと、また運用の評価体制というものもあわせて確立する必要があるのではないかと思ひますが、この点についての厚生省のお考えを伺いた

い。それからもう一点は、それに関連しているのですが、先ほど局長からもちよつと出しました企業年金等研究会の六十二年七月二十三日の中間報告、これは「厚生年金基金の育成普及の方策のあり方について」の中間報告ですが、この中で言っているのは、生命保険会社による「積立金の運用については、運用の成果が十分反映され、また、十分な

ディスクロージャーを実現するためにも、分離勘定を設けるべきである。」、こういうことを指摘しているわけですか。

この二つの点につきまして、厚生省の方のお考え、対応の仕方というものを御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) 運用機関の拡大の問題につきましては、先ほど浜本先生の御質問の際にもお答えいたしましたところでございまして、大蔵、厚生両省間でこれを具体化するまでの時間的な余裕がなかったことから、今国会に提出することを見合わせまして次期通常国会に、いわゆる金融の自由化の方向に即しながら運用範囲の拡大を図るということと合意を見ておりますので、その合意の線に沿ひまして両省間で胸襟を開きまして十分話し合つて、円満に次期通常国会に法案が提出できるように私ども最大限の努力をしてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

次に、資産運用の内容の開示、いわゆるディスクロージャーと評価機関の問題でございますが、当然年金の資産というものは長期の資産で、しかも安全確実かつ有利にと、いわば相矛盾するような形のものをつくっていく運用をしていかなきゃならぬわけで、それだけに運用機関というものは相当高度の運用能力というものを有していることが必要であらうと、こういうことに相なるわけでございます。欧米の先進国は、いずれもこの年金資産の運用の内容と内容というのが時々刻々に公開されるように委託者に対して受託者を公開するということが基本的な建前になっております。

ただ、資産の内容が委託者に公開されても、それがどういふ適切なあるいは不適切な資産運用の内容になっていくかどうか、こういう判断能力がなければほとんど意味がないわけで、公開されている国はいずれも評価機関というシステムが社会的に確立しているわけでございます。生命保険会社あるいは信託会社それから投資顧問会社が、企業年金をやっている側から委託を受けた資産内容のその資産構成、パフォーマンスと云つておりま

すが、そのパフォーマンスであるとか刻々の資産の構成割合等を報告しまして、その評価機関が、これは適切な資産構成といゆるパフォーマンスになっている、これは今後の経済動向から見て早く処分してほかの確実なものに乗りかえた方がいいというように、委託者にアドバイスが行きます。それに従いまして企業年金を実施している側は受託機関にそういう変更を要請する、こういうことに相なっておるわけでございます。私どもは、先生御指摘のとおり、日本国内におきまして年金資産の評価機関を育成しながら、それに合わせて生命保険会社あるいは信託会社に運用資産の開示をしていただく、ディスクロージャーをしていただくということが必要になってまいっていると思ひます。

次に、今、生命保険会社は、私どもが個人的に入っております生命保険もそれから企業年金も一緒に合同運用されておまして、そういう関係から企業年金の分についての資産の運用内容の開示を求めるということは現実問題として困難なわけで、そこが、先ほどの企業年金等研究会の報告にもありますように、企業年金分として分離勘定してその資産の構成内容なり資産の運用内容が明らかになるような形で今後やっていくべきだ、こういう御提言を受けておるわけであります。これは、厚生省の方も生命保険業界に強く要請をいたしております、ことしの五月から、年金福祉事業団が行っておりますところの公的年金については一部導入されることになったわけでございますが、この企業年金について分離勘定を実施するためには税法上の手当てが必要になるものですから、近く予定される税法の改正の際に所要の改正を行って、生保業界も企業年金についての分離勘定の導入は時代の要請であるということで前向きに対応するというふうな姿勢になっておられる、このように承知をいたしておるところでございます。

○中西珠子君 年金局長から非常に前向きのお答えをいただきましたが、大いに前向きに頑張つて

いただきましたと思ひます。次に、公的年金の一元化ということについて伺ひたいと思ひます。

昭和七十年には公的年金を一元化するというのが政府の方針であり、昭和六十二年九月十八日に開かれた公的年金制度に関する関係閣僚懇談会という会合もこれを再確認していると伺っております。その関係閣僚懇談会におきましては、とにかく昭和六十四年の次期財政再計算のときに地ならしをすることができれば地ならしをしていくということをお願いしたということでございます。

この地ならしというものの内容はどういうものを指して地ならしとおっしゃっているのかというのが一点でございますが、一元化、一元化とおっしゃいますとも、国民の目には一元化というの姿というものがわからないわけですね。

ですから、一元化と政府のお考えになっている姿、そしてまたその公的年金一元化を達成するにはいろいろな問題があると思うのですが、その問題をどのように克服していらっしゃるおつもりなのか、またどのような手順でやっていらっしゃるおつもりなのか。昭和七十年という余り先でもないわけですから、一応いろいろ計画を立てて既にその準備をなすつもりでいるのですが、その辺の状況を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(水田勢吾) 五十九年に公的年金一元化に向けての閣議決定を得ているわけでございまして、その線に沿って、私ども政府全体、積極的に取り組んでいるわけでございます。

六十一年の年金改革で一階部分については基礎年金を導入するという形で私ども大きな第一歩を踏み出した、このように考えているわけでござい

ます。次の仕上がりとして、被用者年金についてどううに一元化を図っていくかということが残された第二歩としての課題であらうと思っております。この被用者年金につきましては、給付と負担、

この両面があるわけですが、給付の面につきましては、共済組合の方が厚生年金に給付水準を将来にわたって合わせるということできつちりとした整合性を図ることができた。残されている課題というのは、被用者年金相互間の負担の不均衡をどのように是正していくかということが七十年に向けて残された課題であるわけでございます。

被用者年金の一元化した最終の姿は先に提示して取り組むべきではないか、こういう御意見を、往々にして私ども御指摘も受け、質問もお受けするわけでございます。

被用者年金の場合、御案内のとおり、それぞれの制度が大変異なつた歴史、沿革というものを持っているわけでございまして、それを克服しながら一元化を完成していく、それを実際に成功に導く、こういうためには、最終の姿を、無理に被用者年金相互間で合意に達するという手順を踏むよりも、むしろ七十年の中間地点である次の再計算のときに、被用者相互間の制度をそのまま存続することを一応前提にしましてその間に生じているところの負担の不均衡というものをまずは正し、地ならしをして、その地ならしの上に立って、その経過を踏まながら七十年の最終のゴールの姿を描くことの方が現実的な現実的な解決の方策になるんじゃないかと私ども考えているわけでござい

ます。昨年の九月に公的年金制度に関する関係閣僚懇談会を開きまして、七十年一元化という方針の再確認とその中間地点に当たります六十四年の再計算期のとときに地ならしすることができるとの地ならしをする、こういう確認を得たのは、おおよそそういう認識のもとで行われたものと私ども理解をいたしているところでございます。

次に、具体的な六十四年の再計算期に向けて地ならしすべきものは何か、これが次の大きな問題になるわけでございます。

地ならしすべき問題の焦点というのは、当然、負担の不均衡の問題についてどう是正するかがこの地ならしの問題であるというふうに考えているわけでございます。

地ならしの内容としていろいろございしますが、その中心的な課題となるものは、現在、被用者年金制度が分断しておりますために、それぞれの保険集団で年金制度の成熟度というもののかなり大きな開きが出てまいっております。すなわち、就業構造の変化に伴いまして保険料負担をします現役と年金をもらう受給者との相関関係を示すのを、これを成熟度といっておりますが、成熟度が非常に極端に年金制度によって異なっている。この年金制度の成熟度の違いというのは、それぞれの被用者年金制度に責任があるわけではございませんで、それは制度の分立によって生じた問題でございます。

私ども、この被用者年金相互間の成熟度の違いというものを起因するところの負担の不均衡につきましましては、被用者年金相互間で許容できる各制度が納得できる合理的な均衡の方法を来年の再計算時までに結論を出し対処していくべきものであると考えているところでございます。それを具体化するために、昨年の九月の、先ほど申し上げました公的年金関係閣僚懇談会の方針に従ひまして、現在、この公的年金関係閣僚懇談会の下部機構でございます関係各省の局長から成りますところの連絡調整会議において、その地ならし作業の具体化について既に検討に着手いたしているところでございます。

また、私ども、被用者年金の大宗をなしますのは厚生年金でございますので、厚生年金の来年度の再計算に向けて既に昨年の九月から前広にいろいろと審議会でも事前に御検討をいただいております。制度間の一元化に向けて展望して調整すべき事項についても重要な課題として御検討をいただいております。そういう方向に向かって現在被用者年金制度は努力をしている、こういうところでござい

ます。○中西珠子君 成熟度の違ういろいろな保険、共済組合の年金なんというものもたくさん並列的に存在しているわけですから、すべての保険者を納

○中西珠子君　では次に、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案についてお伺いいたします。

この法律案を見ますと、いろいろな手当がほんの少しずつ引き上げられている。例えば、児童扶養手当は百円引き上げ、特別児童扶養手当は重度障害児が二百円、障害児は百円の引き上げ、また

○政府委員(長尾立子君) 先生御指摘いただきましたことは、今回の各種手当の引き上げについて、物価の動向等を勘案したものとしても大変額が少ない、今後どういふふうに考えていくのか、こういうことかと思ひます。

が、五十七年の調査なんかでは、これが最も新しい調査ということになってるんですが、母子世帯の収入というのは一般世帯よりもずっと低くて二分の一以下というふうな状況であるし、離婚の場合の養育費を受けた女性というのが二割ぐらい

が、先生御承知のように、離婚件数が昭和五十八年をピークにいたしまして減少傾向にごさいます。また、対象児童の年齢到達、母の婚姻等による資格喪失件数が実はこの離婚等による受給者増というものを上回る形になっておりまして、そういう全体の傾向によりまして児童扶養手当の受給

者が減っているという認識を持っておるわけでございませう。

先生のお話のありましたような不当な認定をいたしておるという事象はないものと理解をいたしております。

御質問の第二点の支給停止の状況がふえてい

ではないかということでございます。

昭和六十一年の法改正をいたしましたときに、児童扶養手当につきましては全額支給がまたは一部支給かという形の制度に生まれ変わったわけでござい

ますが、全額支給するかどうかというラインにつきま

しては、母子家庭の生活の実態、必要度というところから重点化を図るという観点で、特に所得の低い方、これは世間的に見ますと所得税非課税ラインということが低所得という一つの線ではないかということで、所得税非課税ラインを所得制限の一つの線として決めたいわけでござい

ます。昭和六十一年時点で収入ベースで申し上げまして二人世帯で百七十六千円という金額であったわけ

でございますが、御承知のように、その後この所得税の非課税ラインにつきまして税法上の改正がござい

ませんで、このラインが据え置かれております。この関係で手当の支給停止率が若干ふえてきて

いるということが現実であるというふう

に理解いたしております。

○中西珠子君 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法に

関連してお聞きしたいと思います。

中国帰国孤児に關しまして、いろいろ住居の問題でも悩んで

いるとかなかなか就職ができないとかいうことを聞いて

永住の目的を持って帰国された孤児のうち、厚生省が

国費を支給して帰国を希望していたという方が七百四十五名

おられます。このほかに自費で帰国をされた方という

のがかなりおられると思

います。

厚生省が、帰国孤児なり家族の方の生活の状況把握

をするために、過去二度調査をやっております。一つは、昭和六十一年の十二月末までに永住帰

国した二百六十世帯を対象に昭和六十一年の二月一日現在で一回実施

をいたしました。また、昨年の十一月末までに永住帰

国した五百十五世帯を対象に同日現在で生活の実態調査、二度行

ったわけでござい

ます。

このうち、昨年末に実施した分については現在鋭意集計中

でございますが、六十二年二月に行いました調査結果に従

いまして、住宅の状況でございますが、回答のござ

いました二百三十四世帯の七六・九％に当たる百八十世帯が公営住宅

に入居しております。しかし、一〇・三％に当たる二十四世帯の方は民間の

借家や借間に入居をしております。なお、自費帰国者を含

まして都道府県の方で自主的に調査を行っているわけで

ござい

ますが、この調査によりまして、昨年八月現在で公営住宅の入居者全

体の入居率は七三・三％程度ということになっており

ます。

それから、就労状況でございますが、回答のあり

ました二百三十四名の五九・八％に当たる百四十名が就労

をしております。職業別に見ますと、製造業におき

まして直接製造工程に従事しているいわゆる工員の方が最も多く、就労者の四

一％を占め、次いで事務の人が一八・六％、それから清掃等の

労働作業に従事している方が七・二％という

ことで、数の面ではそういった順番になっております。しかし、数は少

うござい

ますが、鍼灸師、看護婦、中国語の講師など、中国での職業歴を生か

している方も数は少ないが

おられるような状況でござい

ます。

○中西珠子君 中国の帰国孤児で現在も生活保護を受けている方が

いると思

うんですが、その割合はどのくらいでござい

ますか。

また、帰国後の経過期間ごとの、例えば二年目になった

ら生活保護から外しても大丈夫になったというふうな二年、三年、四年、五年というふう

な経過期間ごとの適用状況というものを、もしおわかりになれば御説明

いた

したいと思います。

○政府委員(木戸修君) 先ほどお答え申し上げ

ました六十一年二月の生活実態調査によ

ってお答えをさせていただきます。

生活保護を受けている世帯は、回答があ

った二百三十四世帯のうち百一世帯で全

体の四三・二％という率になって

おります。なお、東京都を除く道府県にお

きまして自費帰国者を含めて自主的に

行った調査によ

っても大体は同率になって

ござい

ます。

それから、お尋ねの帰国後の経過期間ご

とに生活保護の受給率はどうかという点で

ござい

ます。先ほどの六十一年二月一日現在の

二百三十四世帯のうち百一世帯について

申し上げます。帰国後一年未満では

二百三十四世帯のうち二百二十世帯で

受給して九四・〇％ということにな

っておりますが、一年以上二年未満に

なるとこれが七〇・九％、それから三

年以上四年未満になりまして五七・一

％、それから四年以上五年未満になり

まして四六・八％、それから五年以上

七年未満になりまして四一・七％、七

年

以上では三六・八％というふうにな

っております。

○中西珠子君 生活保護を受けなくても済むよう

な状況になるにはなかなか時間がかか

るとい

う数字であらうかと思

うてござい

ます。

中国帰国孤児は、残留している人も

そうでござ

い

ますが、本人の意思にはかわらず戦争

という

ものに巻き込まれ、殊に敗戦後のど

ろくさの中

で孤児として中国にとどまらざるを得

なかつた。

また、中国の方が育ててくださった

というその

恩義

というものも非常に感じるわけで

ござい

ますが、

とにかく母国に帰ってきた帰国孤児に

対しましては自立を促進してあげる

政策が必要だと思

いますし、また厚生省も既にいろいろ

の面で自立促進策をお考

えになり実施していら

っしゃるわけで

ござ

います。

一般的に、中国帰国孤児、まだ残

っている人たちのこともあ

わせて、どのような対策をこれ

からとていくつもりでいら

っしゃいますか、大臣のお考

えをお聞

きたいと思

います。

○國務大臣(藤本孝雄君) 今中西先生言

わ

れましたように、二つの問題があ

るうかと思

うわけで

ござ

います。

帰国を希望する孤児につきま

しては、早期に帰国を完了

する、これは六十四年度までに完了

したと考

えてお

ります。

それから、二番目の問題が最も

重要な問題でござい

まして、帰国の問題はおおよそ峠を越

えたわ

けでござ

い

まして、今後

の主たる問題は、帰国後の孤児の定着

自立という問題でござい

ます。

この問題は、孤児の皆様方が自立への意欲を持

つというこ

とが何とい

っても不可

欠の問題で

ござ

いますすけれども、同時に受け入れ

側が根気強

く支援を行

うというこ

とが重要で

ござ

いまして、政府だけではこれは十分で

ござ

い

ません。各省、各地方公共団体

また関係者の皆様方の御協力を得

ながら、我々

といたしましては、最も孤児問題の重要な問題で

ござ

います。定着自立の問題について積極

的に取り組んでまい

りたいと、か

ように考

えて

おります。

○中西珠子君 どうぞ一層の御努力をお願い

いた

と思

います。

次に、原爆の被爆者対策についてお伺

いた

い

たいと思

います。

昭和六十三年予算に計上され

まして、全被爆者に対するがん検診が行

われる、また被爆者相談事業の拡充とい

うことが行

われることになり

ました。がん検診の結果、被爆者が

がん

というこ

とがわ

かりまし

たときは、ど

のように告

知をす

るといふことになってゐるか。

これは、お医者さん任せであつて、本人とお医者様との間の問題といふことかも知れませんが、そのことについてどういふふうになるのか、厚生省としてはどういふふうな考えかといふこと、それからプライバシーを守るといふ面ではどういふ配慮をしていふかといふことをちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(北川定雄君) 原爆被害者に対する健康管理の一環といたしまして、昭和六十三年年度予算でがんの検診の経費を組んでゐるわけでござい

ます。胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、それから多発性骨髄腫の五つを考えてゐるわけでござい

ますが、がんであるといふことでその告知の問題を先生御心配いただいてゐるわけでござい

ますが、この検診そのものはいわゆる検査でござい

ますが、確定診断はがんの専門の医療機関でなされることになつてゐるわけでござい

つていますか。

○政府委員(北川定雄君) 先生が御指摘いただき

ますように、被爆者全体が非常に高齢化が進んで

いるといふことがこの調査でもよくわかつたわけ

でござい

ますが、高齢化が被爆者の生活や健康の

面にいろんな影響を及ぼしてゐるわけでござい

ますが、被爆者の高齢化への対応といふことがこれからの被爆者対策の重要な課題になるわけでござ

わけてございまして、なるべくその実態をつまび

らかに公表していこうといふことを考えてゐるわ

けでござい

ますが、何分にも非常に大量のもので

ござい

ますが、何となくこれを統計的に処理をして

いく方法をまず考えなければいけないといふこと

で、被爆者の方々の健康に対する不安だとかあるいはいろんな御要望の内容等に

被害の実態に即して国民的な合意が得られるとい

うことを基本として施策を進めてきておるところ

でござい

ますが、したがひまして、そういう状況に

はない原爆の死没者の遺族に対する特別給付金を

支給するといふことは一般被災者との均衡上の問

題がござい

ますが、その実施は非常に困難であ

と

次、現行のいろんな手当に対する所得制限の

撤廃の問題でござい

ますが、これも基本的

には放射線による健康障害を現に有する被爆者に

対して支給されてお

ります医療特別手当及び原爆

小頭症手当、これはい

に

因果関係があるといふことが考えられる疾病で

ござい

ますが、このよう

な方々に対する手

当については所得制限は行

つていません。しか

し、それ以外の一般的

ある

いは保健手当等につきま

しては、放射線障害

との関係が明らかでない

いはそういう障害が

現在その人に存在して

ないといふようなこと

から、一般の社会福祉

考

慮しまして所得制限を設けてお

る、こういうこ

とでござい

ます。

また、健康管理手当の更新手続につ

きま

しては、被爆者の高齢化とい

ら

現在いろいろ検討を続けてお

る段階でござい

ますが、早い時期になるべく改

善を図つてまい

たい、このように考

えておるところでござ

いま

す。

○中西珠子君 もう時間が参りましたが、最後

に、大臣にお伺ひしたいと思

つてゐます。

原爆で広島、長崎で亡くな

つた方、それからま

た被爆されて命は長らえて

いるけれども非常に病

苦、

困難、貧苦、いろいろな問

題を抱えていら

つる方々、そういう方々

に対しては、やは

り、原爆に遭つたとい

ふことにつきま

しては、国家の責任として

考

えられ、手厚い援護措置が考

えら

れるべきである

と思

つてゐまして、原爆の被害者

に対する特別措置とい

ふものも一層充実してい

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

つ

た

だきたいということを考えるし、またできれば死者調査の結果を見ましてそして対策に反映をさせていたきたいというふうに考えるわけでございます。

大臣のこの問題に関するお考えをお聞かせいたしたいと思います。

○国務大臣(藤本孝雄君) 原爆被爆者の皆さん方は被爆されてから四十年余りたつわけでございますが、その間にいろいろな御苦労をされておられますし、また今なお健康障害に苦しんでおられる方が多いわけでございまして、私といたしましても胸の痛む思いでございまして、私といたしましても、一般の戦災者とは異なる特別な犠牲者であるわけでございまして、最高裁の判決にもございすように、広い意味での国家補償、こういう考え方に立って私どもといたしましても今日まで対応してまいっておるわけでございまして、今後、原爆被爆者対策は、厚生省の重要施策の一つとして、私も十分にその特殊な犠牲性という点を念頭に置きまして全力を挙げて対応してまいりたい、かように考えております。

○委員長(関口恵造君) 中西君、時間です。

○中西珠子君 どうもありがとうございます。

○内藤功君 原爆被爆者特別措置法に関連をして質問をしたいと思ひます。

最初に、原爆病院に対する国の医療機械設備整備の予算は、昭和六十一年度、六十二年にかけてどのくらい支出をされておりますか。また、六十三年度予算の計上額は幾らかというのを、総額並びに病院別の数字で示していただきたいと思います。

○政府委員(北川定雄君) 原爆病院の医療機器の整備に對しましては、厚生省の保健衛生施設等の設備整備補助金で対応しておるところでございますが、昭和六十一年度及び六十二年の補助額について申し上げます。

まず、六十一年度でございますが、広島の場合には一千三百万、それから長崎に一千八百七十三

万、合計いたしまして約三千二百万、こういうことでございます。

六十二年でございますが、広島に對しては約九千万、それから長崎に對しては約三千万、合わせて一億二千万という数字でございます。

なお、六十三年の件につきましては、現在、関係県・市等の要望を受けてどのようにするかこれから決めてまいりたい、こういう状況にござい

ます。

○内藤功君 六十三年の見込み額を告示した

だけですか。

○政府委員(北川定雄君) 病院からの要望がまだ確定をしておりませんので、具体的に幾らかということは現段階ではまだ持っていないわけでござ

います。

○内藤功君 私、昨年の八月に原爆病院の院長さ

ん、それから医療関係者の方の切実な要望をお聞

きたわけでございまして、現在、原爆病院側の

望むものと大分まだ距離がある、増額は図られて

はおりますが非常に距離があるということを痛感

いたしました。

被爆者が必要とする、また医療関係者がぜひ必

要とすると思われる医療を十分に受けられるよう

に、今後一層の増額の努力を当局にお願いしたい

と思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(北川定雄君) 全体の補助金の中でど

こに重点を置いていくのか、いろいろと六十三年

十年前の率と比較すると四・五%上回っていると

いう数字でございます。

私は、これを見まして、被爆者の方の被害の実

相、被爆者の実態をよく政府にかんていただ

きたい、被爆者対策を一層強化してもらいたいとい

う切実な願いがこの回収率の数字にもにじみ出

ているというふうに出てきたわけであります。

厚生省はこの点についてどのように認識をされ

ておりますか。

○政府委員(北川定雄君) 先生御指摘のように回

収率が八六・七%、これをどのように評価するか

はいろいろな考え方があるわけでございまして、厚

生省もこの調査に対する被爆者の気持ちというも

のが十分に反映されておるものであるというふう

に考えておるところでございます。

○内藤功君 この調査結果につきましては、被爆

者であることからどういうことに苦勞され心配さ

れているかという点について、七四%の方が自分

の健康、三二%の方が子供や孫の健康についての

不安を訴えておられます。四〇%を超える人が入

院または通院をして、被爆者でない方に比べて

ておるわけでございまして、被爆者が原爆による

放射線被曝を受けたということからの健康へのい

ろんな不安が特に強いということ、これが一般の

集団と違うところではないかというふうに考えて

おるわけであります。

特に、被爆後、既に四十年余を経たわけで

ございまして、被爆者全体が非常に高齢化をして

きておる、こういうことからいけば、被爆の問題

とそういう高齢化の問題とが重なって今先生が御

指摘になられたような状況を呈しておるのではあ

る、こういうふうな考え方をしておりますのであ

る、厚生省といたしましてもそういう点を素直

に見て必要な対応をしていくというふうな考え

ておるところでございます。

○国務大臣(藤本孝雄君) 被団協のまとめた

調査結果をお伺いいたしまして、原爆による被害

の重大さを痛感いたしております。私といたしま

しても、二度とこのようなことがないように、こ

のようなことを繰り返すことがないように思いを

強くいたしておる次第でございます。

また、被害を受けられた被爆者の方々につ

ほど北川局長は後世に残すための調査だ、かように言われたんですけれども、それならば、私は、速やかに公表して被害者対策に反映をさせるべきではないか、調査のまとまり次第これは必ず公表していただくことが必要だと思います。

この両方につきまして、必ず公表するんですねということ、私は確認の意味でお伺いしたいと思います。

○政府委員(北川定雄君) 第一の自由記載欄の件でございますが、これは、原爆投下時のことやあるいは被害者の立場からいろいろな御意見が書かれておりました、非常に貴重な資料であるわけでございまして、その取りまとめはなかなか難しい点が多いわけでございます。文章で記載をされておるわけでございますから、その処理がなかなか難しいわけでございますが、被害者の方々の健康に対する不安や御要望の内容等に応じましてある程度区分して統計処理をする、こういうことがどうしても必要であるということで現在その作業を進めておるところでございます、そういうものを合理的な形で公表をさせていただけるものと考えております。

また、死没者調査につきましては、この調査の目的がいろいろと御議論があるわけでございまして、けれども、被爆後四十数年を経た今日、現段階での死没者に関する調査、こういうことでございまして今後だんだんいろいろな資料が散逸するということも考えられるわけでございまして、この時点でできるだけ取りまとめたい。また、死没者に関しまして従来から広島、長崎両県・市がいろいろな資料を持っているわけでございまして、そういうものとの突合というようにございまして現在作業が進められている段階でございます、六十三年度いっぱいいかるといふふうに見通しておるわけでございまして、その段階でまたどのような格好で公表させていただきますか、いずれにいたしましても公表させていただきます、こういうふうにご考慮しております。

○内藤功君 次に、厚生省の調査の直後でありま

すが、一九八五年の十一月から八六年三月までの五ヶ月間にわたりまして、日本被団協が全国一万八千の方を目標に原爆被害者調査を実施されました。目標を上回る一万三千六百九十九人の方から御回答をいただいたと承っております。

回答によりまして、回答者の御家族で被爆した方のうち、一九四五年、昭和二十年に死亡された方が四五%、一九四六年、昭和二十一年以降に死亡された方が五五%。また、原爆投下の日に亡くなられた方のうちの六五%は子供と女性と、お年寄りであった、それから建物内での圧死死六〇%、戸外で爆死三七%という非常に注目すべき数字があらわれております。

また、回答によりまして、四十二年間の心の悩みが示されております。例えば、就職、仕事の悩みというところで一番多い回答は、無理して体が悪化した、望んだ仕事につけなかったという方が一、二位を占めております。それから、家庭生活の悩みでは、病弱で家族に苦労をかけたという方が六〇%を占めている。その他、結婚をめぐり子供を産むことが不安で悩んだという四一・九%の数字が目につくのであります。

また、回答によりまして、四人に一人が、生きる意欲を失ったことがある、と。その理由として、私が非常に注目したのは、毎日が病気の闘いであつたというものが三八・二%、病気がちで家族に絶えず迷惑をかけているのが心苦しくてというものが三四・二%、被爆によって自分の夢や人生の目標が断ち切られたからというものが三三・三%、家族を原爆で亡くし心の支えを失ったというものが二九・九%。

以下、次々に続きますが、こういうことが非常に特徴的に印象に残つておるわけでございまして、以上、日本被団協がおやりになった調査のごく一部でございますけれども、あの地獄の体験とそれがもたらした四十年余に及ぶ苦しみ、特に心の苦しみをあらわした回答であると私は受けとめております。

厚生省としても当然ごらんになっていただいていると思いますが、これに対する御認識とそれから特に大臣の御所見をこの際伺っておきたいと思っております。

○政府委員(北川定雄君) 先ほど大臣が御答弁になりましたように、被団協の実態調査の結果につきましては、改めて原爆の被害の大きいこと、それから被害を受けた方々の生活にいろいろな面で大きな影響を及ぼしてきたということがそこうかがわれるわけでございまして、私どももそういう調査から得られた実態を十分踏まえて今後の被害者対策を進めてまいりたい、このように考えております。

○国務大臣(藤本孝雄君) 先ほどお答え申し上げましたが、この被団協のまとめた調査結果は私も拝見をいたしております、原爆による被害の甚大さということにつきましては非常に思いを新たにしております。今後の対策につきましては、申し上げましたように、他の被災者に見られない特別な犠牲ということでございますので、今後とも施策の充実に向けて全力を挙げてまいりたい、かように考えております。

○内藤功君 次の問題です。具体的な問題ですけれども、被害者の方々の相談の問題なんです。日本被団協の中央相談所、それから東京都原爆被害者団体協議会の窓口には、最近、特に被害者の方からのいろいろな相談がふえておると聞いております。

東京都原爆被害者団体協議会の方のお話を直接伺ったわけでございまして、その窓口では、六年前は年間二千二百件ぐらいの相談件数であったが、現在は二倍以上の五千五百四十件にも達している。これを三人の相談員の方が、主に電話が多いようですが対応していらっしゃる。特徴として、お聞きしますと、一つは、被害者の高齢化に伴って生活問題、健康問題など、深刻な内容がふえているということですね。それから

二つ目は、医療給付や特別措置法による手当の申請手続が高齢化によって本人ひとりではとてもやれなくなつてきているので悩んでいるという問題。それから三番目は、電話でお名前や住所を聞くとき答えられないのは切つてしまふという方がかなりおられる。ということ、逆に、名前はいらないが深刻な悩みを抱えている人が多くなつてくるんじゃないかと窓口の方は言っておられました。四番目は、話を聞いてもらふこと自体を非常に心の支えとして願う人が多くなつてくる。こういうふうなお話でございました。

そこで、御質問であります、日本被団協の切実な当面の要求事項にも書いてありますが、被害者相談事業の一層の強化を図っていただきたい。これは、広島、長崎の両県・市からの要求にもいづつも書いてあります社団法人日本被団協中央相談所への補助金交付という問題あるいは広島、長崎と同様被害者の多く住んでいる都道府県に被害者相談員の配置をするというふうな問題。

これは、厚生省、大臣の御決断いかんでそう困難ではない問題であります、御熱意があればやっていたら問題だと思っておりますが、こういう問題はやはりいただけないでしょうか。

○国務大臣(藤本孝雄君) 御意見につきましては私も同感でございます、このために、昭和六十三年度におきましては、広島、長崎両県・市の相談員の増員を図ることにいたしておりますし、両県・市以外の被害者の多い六つの都府県におきまして新たに相談事業を行うことといたしております。

○内藤功君 一層その面で強化をしていただくことをお願いいたします。今、大臣並びに局長からもその決意の一端を示いただきましたが、被害者の方が高齢化して、援護の強化は今日ますます緊急の課題であります。ところが、現行法は、被害者年金の支給の点について遺族に対する弔慰、被害者に対する援護の制度、こういったものを欠いておりました、この点で被害者に対する対策としては極めて不十

分であります。

国家補償に基づく被爆者援護法の制定は緊急の要請であるというふうに感じております。被爆者の皆さんの切実な願いを法制化するために、私どもは、政府提出法案を国家補償に基づく原子爆弾被爆者等援護法に名称、内容、名実ともに変えていくように修正すべきだとかねてより提案をしておるところでございます。

その主な内容は五点あります。一つは、健康診断、医療の給付及び一般疾病医療費の支給。二番目は、被爆者に月十万円以内の医療手当及び家族介護を含め介護手当の支給。三番目は、全被爆者に被爆者年金を支給する。四番目は、死没者の遺族への特別給付金の支給。そして五番目に、被爆者が死亡されたときの葬祭料の支給。

これらは被爆者の方々の切実な要求にこたえる道だと私は思うわけであります。一つでも二つでもあるいは一歩でも二歩でも、こういう要求が実現できるように骨を折っていただきたいというのが被爆者の方々の願いであり、また我々の強い要求でもあります。

厚生大臣と厚生省はこの点どのようにお考えになりますか。政府の中で、このほかには言うところがないのですから。

○政府委員(北川定雄君) 従来から今委員御指摘のような御要望があることは承知をしておるわけでございますが、先ほど来諸先生方への御答弁でも申し上げておるとおり、原爆被爆者対策につきましましては、被爆による放射線障害という他の戦争犠牲者に見られない特別の犠牲に着目し、その被爆の実態に即した対策を進めていく、こういうことでございます。

ただいま委員から御指摘のございましたようないろいろな手当を含めた援護法あるいはこれに準ずる法制の問題につきましては、厚生省としては現在考えていないところでございます。

今後とも現行の原爆二法を中心といたしました施策の充実をするということによって被爆者のいろいろな問題に対応してまいりたい、このように考

えておるところでございます。

○内藤功君 唯一の被爆国の厚生省の答弁ですからね。非常にかたくなで、また冷たい感じがするわけですね。前段においてせつかく熱意あふれるお話のように聞こえたのが、これでは私も非常に失望するわけであります。

広島、長崎に原爆が投下されて四十三年に間もなくたろうとしております。私は、毎年八月、東京・品川のお寺で東京都原爆被害者団体協議会東京友会の方が原爆犠牲者合同慰霊祭をおやりになるのに参加をさせていただき、心から追悼申し上げるとともに、被爆者遺族の方のお話を聞くことが政治家としての大事な原点だと思つて毎年伺つておるわけでございます。

先ほどから基本問題懇談会の報告を引用されておりました、一般戦災との違いは放射線による被害の特異なところだと強調されます。しかし、これは、とりやうで大変いろいろな問題があると思ふんですね。

原爆は、その性格上、無差別、非戦闘員も含む大量虐殺の兵器だという点で、ほかのいかなる兵器とも違うというところが大きな問題点であります。その殺傷・破壊の態様、それから被害の長く人体と自然に深刻なる影響を及ぼすこと、人体のみならず子々孫々にも及ぶというこの特異性、これがやはり大きな問題だと思ふんですね。

マーシャルというアメリカ陸軍参謀総長は、投下直後に弁解をして、戦争終結を早めるために、数千万人の米人の命を守るために投下したなどと言つていますが、これは国際法・条約に違反することは明らかな残虐な兵器であります。本来ならば、日本は、敗戦国といえども、この被害について、条約に基づく損害賠償請求権を国際法上留保すべきものであったにかかわらず、サンフランシスコ条約でこれを放棄してしまふ。その結果、数十万の方々を米政府に対する損害賠償の固有の権利を喪失してしまつたわけでありまして、そう言った場合、法的には、日本政府の責任においてこの医療、生活保障その他の責任を国民に対して負つ

てくるのが当然でございます。

まあ理屈っぽく言いましたけれども、これが私どもが一貫して国家補償による援護法の制定を要求している根本の道理であります。法理でもあるわけですね。

私は、最近の被団協の調査によりまして、自分の生きる支えとして援護法制定の日まで生き抜くことというのを三四・二%、三千八百十五人の方が挙げられていることは非常に深刻に考えていただかなきゃならぬ問題だと思ひます。国がやりませんと地方自治体の方でも非常に困つておりまして、地方自治体でも既に東京都、それから鎌倉、藤沢、三鷹、日野というところで、地方自治体の非常に困難な財政条件下で、一定の限界のある援護条例をつくる動きが出てきております。国が率先してやらなくちゃならぬ問題だと思ふんです。

この答弁は、聞いても恐らく同僚議員に対するお答えと同じものでありましようから、私は、そういう同じ答弁ならあえて求めません。

時間がありまけんから、この基本問題懇談会の考え方の間違ひ、一つは、原爆投下は「戦争終結への直接的契機ともなった」、これは許すべからざることです。原爆投下をある意味で美化しているわけですからね。

二点目は、受忍論です。受忍というのは、音がうるさいとか震動がひどいとかいうのを我慢せよという事です。それをどうして原爆の場合に應用できるか。これはもう絶対容認できないです。

それから、開戦、講和という政治行為に不法行為責任を追及できないと言いますが、ここで追及しようとしているのは、国際法違反の残虐行為の責任は問ひ得るんだと、そんな問題ですから、これは全然違つていますよ。

それから、「対策の真の対象そのものは、漸減していく」と言つておりますが、老齢化、健康生活不安でかえつてふえていきますよ。のみならず、今までは被爆者ということに公にせず、年々

とつて今になってこれを名のつてくる方がいるのは現実の問題です。

私は、今、時間の関係でこの三点に絞りましたが、こういう基本問題懇談会の答申を金科玉条のようにして今でも受忍論を言っているということは、大臣、ぜひ考え直してもらいたいということをは強く要望して、私は質問を終わるものであります。

○委員長(関口恵造君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石井道子君が委員を辞任され、その補欠として中曽根弘文君が選任されました。

○斎藤タケ子君 本日の審議は四つの法案が一括審議でありまして、しかも極めて時間が少ない中で、厚生年金保険法の一部改正案についてお尋ねをしていきたいと思つております。

今回の改正の要点になっております厚生年金基金制度について最初にお伺いをいたします。基金制度で最も気をつけなければならぬと思ひますのは、まず基金の安定、安全な基金運営、これが損なわれますと労働者の掛金である年金保障が大変なことになると思ふわけでございます。

今回の法改正によつて基金の拡大、普及に力を入れていくということになるわけでございますが、同時に、これは安全性、確実性を第一とするというところが何よりも大事だと思ふわけでございまして、その点は大丈夫でございますしうね。

最初に、大臣に一言お伺いをしておきたいと思ひます。

○事務大臣(藤本孝雄君) 御指摘のとおりでございます。厚生年金基金の年金資産は長期にわたつて安全、確実かつ有利に運用されなければならぬ、かように考えております。

○斎藤タケ子君 現行の基金というのは、資金を信託銀行、それから生命保険会社に預託をして長期運用をしております。有利運用を求め過ぎてこの資金運用が投機的になつては絶対によくない

んじゃないかと思うわけです。

厚生年金基金連合会が行いました意識調査、これは六十一年の十二月にやっておられますが、資金運用についての御意見というのはいろいろ出ておりますが、情報の開示が不十分だという御意見が大変強いようでございます。具体的にちょっと言いますと、利回りが受託機関で調整される懸念があるという御意見、不満が八〇・五％、それから運用内容の開示が不十分であるというのが三六・一％なんです。

こういう状況なので、私は、委託金融機関は基金に対して当然運用決算報告をすることになつていようと思ひますが、これはどうなつてゐるのか。不十分だからこういう意見が出てくると思うんですが、この点は大変大事な点だと思ひますので、改善をすべき点があるんではないかと思ひますが、その点について簡潔に伺つておきたい。

○政府委員(水田努君) 基金は、生保、信託に、さらに有利運用が行えるのではないかとこの観点で資産運用の内容の開示を希望する者が多い、このように受けとめております。

なお、生保、信託は、毎年、資産運用の実績について基金に報告をいたしておるところでございます。

○香脱タケ子君 これは、資金運用の対象については既に大蔵省の銀行局長通達で出されておりますね。ですから、一応の規制はなされておるわけです。

しかし、信託銀行などが地価の暴騰を招いてきた、あの投機的な役割を果たしてきてゐるというのは国民の中で記憶に新しいところでありまして、あのお金の中へ年金の基金が入つてゐるに違ひない、こういうことになるんです。お金に色がついてないからわからぬだけだ。そういうことですから、私も、もう時間がないのできょうは一般論で言いますが、関係者の意見を聞きましても、明らかに株式とか外債など有価証券の運用の比率というのは増加傾向にあるということは

言われております。銀行の投機的傾向が非常に強くなつてゐるというのには顯著ですね。投機運用に走つて、もしも子もなくなれば大変なことになるといふふうに思ひますので、これは安全、確実な運用を第一にするということ、多くの労働者の老後保障のための大事な施策でございますから安全、確実運用を第一とするということ、それから情報開示をするということ、こういった点で、被保険者一人一人はわからぬわけですが、心配のないような運営ということについて指導を徹底されたいと思ひます。

最後に、大臣に一言そのことについて伺つて、この問題は終わりたいと思ひます。

○国務大臣(藤本孝雄君) 先ほど安全、確実かつ有利と申上げたわけでございますが、無論安全、確実というものがまず第一義的に担保されなきゃならない問題でございます。

また、そのための対策として情報開示を十分に行う、これももつともなことでございますので、この点につきましては十分に行えるようにこれから努力をしてまいりたいと思つております。

○香脱タケ子君 それでは引き続きまして、老後保障の中で生活保障していく上の公的年金制度といたのは極めて大事であります。老後の生活が保障される公的年金の確立がどうなつてゐるか、これが高齢化社会を迎えていくに当たつての国民の大変強い願いになつておるわけでございます。

厚生年金が六十一年の改正で給付水準が大幅に引き下げられました。そして法律では、六十五歳支給というものが明記されたわけですが、当分の間ということとで附則で六十歳支給が現行の状況です。それを考えますと、六十歳定年というのがまだ雇用の側面では定着をしてゐない。六十歳の定年が定着してゐないのに六十五歳支給になつたら、国民は大変だと思ひます。そういう点で、雇用と年金の連続性というものが、老後保障の上で、働く国民の、特に労働者の生活を守る上で大変大事だと思ひます。この点は、七十年の一元化の問題等が同僚議員からも既に論議をされて

おるところでございますが、そういった点を含めて考えていく場合に、雇用と年金の連続性、こういうものを抜きにして七十年の一元化などということを考えられたら大変だと思ひます。

そういう点で、基本的な見解を大臣から、まずお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) この開始年齢の問題でございますが、六十一年の再計算のときには五十五年の国勢調査の結果に基づきます将来推計を前提として財政の試算を行ったわけでございます。その後、明年年金の再計算を迎えてゐるわけでございますが、五年後の六十一年の国勢調査の結果、男女とも御案内のとおりそれぞれ三歳延びてゐるわけでございます。前回の再計算のときよりも明年の再計算はさらに公的年金、なかんずく厚生年金の財政の状況は厳しさを一段と加えるものでございます。

午前中の浜本先生の御質問にもお答えいたしましたわけでございますが、特に厚生年金につきましては、いわゆる団塊の世代というのはほとんどサラリーマンになつておまして、この方々が昭和八十年代に年金の受給者になるわけでございます。

いわゆる昭和六十一年の後半から厚生年金の受給者は現在のほぼ三倍近くにふえるという状況のほかに、財政の仕組みも、その時点になりますと厚生年金はほぼ賦課式に切り変わつてゐるわけでございます。昭和六十一年代の現役労働者が先輩のいわゆるサラリーマンOBであるところの厚生年金の受給者の負担に耐え得るかどうか、これは大変大きな深刻な問題でございます。そういう意味合いにおいて私も厚生年金の開始年齢の引き上げの問題は避けて通れない課題ではないかと考えている次第でございます。

もちろん、開始年齢の引き上げを行うに当たりますと、先生が御指摘のとおり、高齢者の雇用の状況を十分見きわめて慎重に対処しなきゃならぬということと同時に、公的年金というのは国民の老後生活の大きなよりどころになつてゐるわけでございますので、開始年齢の引き上げを行う場合

合には、国民がそれに対応できるように十分な準備期間というものが必要ではないかと私も考えてゐるわけでございます。

いずれにしても、この問題は現在年金審議会におきまして種々御検討いただいておりますので、これからの厚生年金の苦しい財政状況、高齢者の雇用の状況あるいは必要な準備期間、余裕期間を設けること等を総合勘案し、この問題は慎重に対処してまいりたい、私もこのように考えてゐる次第でございます。

○香脱タケ子君 大臣にお願いしましたけれども、ちょっと後にします。

いろいろおっしゃるけれども、働いてゐる国民にとつては、定年制と年金の支給開始のこの連続性というのは絶対守つてもらわなかつたら困ると思ひます。年金は厚生省、定年制の問題は労働省で、縦割りだから少々食い違いができてもしようがございませぬでは、国民はたまらない。その点はやはり厳に踏まえていただくということが大事です。

限られた時間ですから、あとそういう立場で少しお聞きをしたい。

厚生省の六十一年度のモデル年金、三十二年加入で十八万三千八百四十二円、かなりになつてゐるなと私も思つておりました。ところが、実際の受給状況を見てみますと、六十二年三月の新規裁定状況では、年金額十八万円以下の方というのは六五％です。十八万以上の方がわずかに、わずかにないかもわからぬけれども三五％。これでは、厚生省のモデル年金というのはこのぐらゐになつてゐますよという国民向けの宣伝にちよつと過ぎはしないかなというふうに思ひます。逆に統計の実態を見たら、老後保障を困難にしていることを示す指数にならうと思ひますが、十万円以下の方々が二七％。だから、老後保障が大変厳しいというのとは当然のことだと思ひます。

さらに、時間ありませんから続けて言います。厚生年金の新制度ではどうなつてゐるかという、四十年加入で五十九年度の価額で十七万六

千円という設計でしたね。しかし、四十年加入で十七万六千二百円、これは四十年間一カ月も休まずに保険料を納入しなきゃならぬわけでしょう。そんなことありますかな。うまいこといきますかね。第一、学卒の人が就職をしたら、大体留年をしたらあるいは入学試験に落ちたり、浪人をしなくても四年制の大学で二十二歳でしょう。六十年定年だったら、四十年掛けようたつて掛けられへん。もっと言えば、中小企業の労働者なんていうのはいろいろと工場の職場を転々としてますよね。一カ月も抜けないで保険料を納めるなんていうようなことはなかなかあり得ないことだと思うんです。そうなったら、四十年というこの年限を切つたら、これは十七万六千二百円という年金が低くなるわけでしょう。だから、これもモデルだからしょうがないといえましょうがないんだけれども、十八万何がしというのも、これも宣伝のにおいがするな、実態とは少し離れているなと思えます。この新制度による十七万六千二百円の四十年加入という問題も、これはもう一段取りになってみたらどうもその水準がもらえそうもないということになるんです。

私は、大臣、さつき答弁よろしいわいと言うたんで、今度お願いしたいと思うのは、年金制度の一元化を七十年を目途に検討されているというわけですけども、老後保障を保障していく年金制度という点で、四十年加入というようにならなかつと不可能みたいな条件を付したりあるいはモデルだというて出るのが大分高かったりというふうなことでなくて、本当にそういった条件を除いてもそういうことをもっと緩めるなり除外するなりして、まあ普通に働いている労働者なら十七万なり十八万なりは確実にもらえというふうな点を確立しておくべきではないかと思う。特に一元化に向けて他の制度との関係が出てくるわけですから、再計算に向けていろいろ御検討のようでございますから、この際、少なくとも老後保障の足しになるように安心できるような年金制度の確立という視点で御検討の必要がありはしないか。

その点を御要望申し上げたいんですが、御見解はいかがですか。

○政府委員(水田努君) 大臣にお答えいただく前に、モデル年金と四十年加入の点について、技術的な点でございまして私の方から一言釈明をさせていただきたいと思ひます。

まず、六十年度の改正の際に、これは再計算に伴つて新たな給付水準を設定した場合、その給付水準によつて新規裁定を受ける人たちは一体全体どういう年金額になるんだらうか、これをわかりやすくするためにモデル年金というものを計算しているわけでございます。

前回の改正の際、六十一年度価額で十八万三千八百四十二円といたしましたのは、これは改正後新規裁定を受ける方の男子の標準的な老齢年金の額を示したものでございます。

計算基礎となりましたのは、男子の被保険者、これは再評価を受けますので平均的な標準報酬額は二十七万円、それから六十一年度に新たに年金の裁定を受けるいわゆる二十年以上のフルペンションの方の男子の平均加入期間は三十二年五カ月でございます。これを用ひまして基礎年金額を算出したしまして、これに妻の加給年金額を加えたものでございまして、現実に新規裁定を受けた方々はこの水準に現に到達しているわけでございます。

先生が用ひられました資料は、私どもの社会保険庁が提供しました資料の作成が余りうまくなかったんじゃないかと思ひますが、いわゆる四十歳以降中高年の加入者については二十年を十五年という短縮措置を講じております。そういう方も入っておりますし、新法になりますと、昔の通算老齢年金も厚生年金の老齢給付という形でどういうものをカウントしておりますので先生の御指摘のような低い金額が表として出ているわけで、多分下の方に注がついていいると思ひますが、そういうことでございまして御了解をいただきます。

それから四十年加入につきましては、……

○香脱タケ子君 簡潔に、時間がないから。

○政府委員(水田努君) はい。

現在、既に厚生年金の開始年齢は平均的に六十歳でございまして、これから高齢者の雇用の機会が、若年層が相対的に減りますので増大することから見ますと、十分四十年以上の雇用期間の確保はできるものと、私もこのように考えている次第でございます。

○香脱タケ子君 私、大臣にお聞きしようと思ひましたけれども、今の答弁、モデル年金の言いわけをしてもあかんのです。国民は、モデル年金でこうなるんやというのと、そういうふう思うわけですよ。ところが、実際には違ふんや、大分差があるなと。

それから、私は、六十一年度の新規裁定の分の統計数字を先ほど申し上げたんです。おたくからもらった六十一年度の新規裁定ですよ。だから、古い人たちの分だけが一緒に入っているという問題じゃないんです。

そういう点でこれをやりとりしていたら時間がなくなるので、私は、年金全体の一元化に向けて、厚生年金という労働者の老後保障の一番の根幹におけるべきものについて改善の検討をきちんと出さなければいけないという点を申し上げて、大臣の御見解を簡潔に伺いたいと思つたわけなんです。

それじゃ、一言、言うてくれますか。

○国務大臣(藤本孝雄君) 国民の不安のない年金制度を確立するためにいろいろ御提言がございまして。

先ほどの雇用と年金の継続性、これは、十分念頭に置いて今後考えていかなきゃならない問題だと私も思つております。

それは、基本的には後代の負担に耐えられるような長期安定という問題が大い問題でございまして、その点について十分に今後いろいろな面で年金審議会の御審議の結果も踏まえて対処してまいりたいと思ひます。

それから、モデル年金につきましては、今後とも国民に誤解を与えないように、設定につきましては十分留意してまいりたいと考えております。

○香脱タケ子君 残り時間がわずかなんで、次に、具体的な問題で障害基礎年金について伺ひをしたい。

これは、六十三年度では一級が月額六万五千三百三十三円、二級が五万二千二百六十七円になっております。これの受給者というのは、六十一年度末に一級が五万六千人、二級の方が二十二万人、合わせて七十二万七千九百九十九人ということになっております。

時間ありませんから簡潔にお聞きをしたいと思ひますが、二十歳前に障害を受けた方の障害基礎年金の受給者というのは所得制限がありますね。六十三年度の予定では収入ベースで三百八十二万円ということになっておりますが、私は、これは基本的には撤廃するべきじゃないかと思ひます。

というのは、社会保険だから所得制限があつてもいいという考えだろうと思ひますけれども、今申し上げたように、七十二万人の中で二十歳前の障害の方というのは六千人から七千人内外でしよう。約一％なんです。そういう点で、私は、少なくとも国連のマニファルにも言われておりますし、日本の経済の発展の段階に適應した形でこれは考へていくべきではないのだからと。片方では、世界一、二を争う大金持ちの国になつた、経済大国になつたと言われていて、こんな小さいことがまともでないというのは本當にひどいじゃないかと思ひます。

それなら、所得制限は一切なくいいかといつたら、社会保障制度ということになればそうはいかぬでしょうが、めどをどこへ置くか。めどは、少なくとも労働者の現金給与の総額ですね。六十一年度の平均では年額四百三十八万八千円ですね。労働者の年間の平均賃金程度に所得制限を引き上げるといふようなことをせめてやたらどうかいふふうに思ひますが、どうですか。

○政府委員(水田努君) 六十一年の毎勤統計月報によりまして、先生御指摘のとりの金額、いわ

ゆる四百万円になっているわけですが、この四百万円という金額は、世帯の累計にかかわりなく給与を平均した額でございます。

この点、私どもの障害基礎年金の所得制限は、二人世帯で三百八十二万円、月額三十二万円、三人世帯で四百二十三万円、月額にして三十五万円、四人世帯で四百六十四万円、月額にして三十九万円というように世帯構成に配慮しながら行っているわけで、結果的には先生御指摘のとおり勤労者の平均賃金で所得制限した場合とほぼ同様な形になり得ているのではないかと考えている次第でございます。

○査脱タケ子君　そうすると、私が指摘したような水準が所得制限になっているというわけですね。

○政府委員(水田努君)　結果的に。

○査脱タケ子君　それだったら、そこまで考えているんだしたら、このわずか一プロの人はせめて撤廃をする方向で検討を進めていくべきではないかと思うんです。

私、なぜこのことを盛んに細かく言うかということ、障害者の所得保障というものを引き上げるということが非常に大事だという立場に立っているわけですね。

もう時間がないので多くを申し上げる暇がありませんけれども、これは六十年に引き上げられた、改善されたことを私もよく存じておりますが、こういう程度の改善にとどまらず、少なくとも生活保護水準の基準までの引き上げを当面検討するべきではないかと思いますが、いかがでございますか。

○政府委員(水田努君)　欧米先進国の給付水準を見ましても、およそ障害給付というのは長期の老齢給付をベースにしているのが国際的な給付のあり方であろうかと思えます。我が国も、やはり欧米先進国の場合と同様、老齢給付をベースとして障害年金の給付水準を設定しているわけでございます。

老齢基礎年金の額につきましては、御案内のと

おり、私どもは、老齢世帯の基礎的な衣食住、光熱費という部分を充足するという形で設定しているわけでございます。先生の御指摘でございますが、老齢年金とミーンズテストを課すところの生活保護とは目的機能が異なるので、残念ながら先生の御指摘の方向に持っていくことは私どもは必ずしも適当ではないと、このように考えておる次第でございます。

○委員(関口恵造君)　査脱君、時間です。

○査脱タケ子君　そのことはよくわかっておるんです。

老齢基礎年金を基準にしている、整合性をとっておるといことはよく知っておりますが、障害者の障害基礎年金の場合には、そういう整合性という点と別に所得保障というものを、そういう立場から検討する必要があるのではないかと、ここで、せめて生活保護水準までに引き上げるといことが何よりも大事ではないかというふうに思っています。完全参加と平等などと言われますけれども、所得保障が一定度きちんと保障されなかったら完全参加なんてなかなかできない、そういう点では改善を要求しておきたいと思っています。

もう時間がないので最後に一言申し上げておきたいと思っておりますのは、お父さんが障害基礎年金をもらって子供がある場合には、子供の加算児童扶養手当があつて子供一人の場合には九万九千三百三十三円です。ところが、母親が障害基礎年金一級をもらっている場合には、母子世帯でも児童扶養手当がもらえないために八万五千五百円になつておるんです。

これは、私、委員長の御要望もあるから詳しく言いませんけれども、このままほうっておいたら男女差別ですよ。

○委員(関口恵造君)　査脱君、時間です。

○査脱タケ子君　父親が障害者一級で障害基礎年金をもらって子供が一人ある場合、この人の子供の児童扶養手当が加算をされて九万九千三百三十三円。ところが、母親が障害基礎年金をもらう一級で子供一人の場合には……

○委員(関口恵造君)　査脱君、時間です。

○査脱タケ子君　これは児童扶養手当がないために八万五千五百円になるわけです。

男女差別になるような制度の内容というのは、これは、私は検討して改善するべきだと思いますので、その点について簡潔に御意見を聞いて終わりたいと思います。

○政府委員(長尾立子君)　今先生御指摘のケースは、母が受給者ということでございますので、母親御本人が公的年金給付をお受けになる場合には児童扶養手当は遠慮していただく、こういう原則的な考え方に立ちまして併給調整をいたしておりますので、その観点から出てくる具体的な差かと思ひます。

しかしながら、これは、必ずしも父親と母親という点において差をつけているのではなくて、受給者本人に着目した併給調整の制度でございますので、こういう取り扱いになっておるわけでございまして、御了解をいただきたいと思ひます。

○委員(関口恵造君)　以上をもちまして四案に対する質疑は終局いたしました。

○委員(関口恵造君)　次に、国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る十日、既に質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○山本正和君　私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となつております国民健康保険法の一部を改正する法律案について反対の討論を行うものであります。

今日、我々に課せられている課題は、二十一世紀を迎えようとする今日、高齢化社会における揺るぎない医療保険制度を確立し、国民にひとしく高度に発展した現代医学の恩恵を及ぼしていくという点にあると思ひます。

したがって、そのためには、増高する医療費のその場しのぎの対策のための議論ではなく、今日

の疾病構造に対応した予防・保健体制の確立であり、医療の供給を高齢者を含めて国民全体が安心して受けるための諸条件を整備していくことになければなりません。残念ながら、本案は、六十三、六十四年の文字どおり暫定的な措置であり、当面の糊塗策にすぎず、今日の課題にこたえるものとはなつておらず、到底賛成するわけにはまいりません。

国保を含めた医療保障制度の抜本改正に対する政府の考え方を速やかに国民の前に提起することを求めます。

以下、数点にわたつて反対の理由を申し述べたいと思ひます。

まず第一は、今日の増高する医療費の最大の問題であります高齢者医療費について何ら抜本的手当がなされず、高医療費を保険者たる市町村の責任であるかのように位置づけ、国保医療費について地方負担を導入していることとあります。このことは、国民健康保険法の本旨にもとるものと指摘せざるを得ません。

第二は、五十九年四月、政府が法定の給付率を最低八割でそろえるとの約束した医療保険一元化について本案は何ら触れることなく、給付率を改善するものとはなっていないばかりか、本委員会の質疑においても五十九年当時の答弁を後退させるものとなつておる点であります。

第三に、今日の国保の保険料率の引き上げ、国保財政の窮乏が、五十九年の国庫負担率の引き下げ、その前提となつた退職者医療制度への加入者の政府の見込み違い等によるものであることは明らかであり、国庫負担率の改善が図られなければならぬ点であります。

さらに、六十二年以降については、老人保健拠出金の按分率を変えて被用者負担とさせたことによって穴埋めしていると答弁していますが、これは、六十一年の老人保健法改正の際の穴埋めではないとする政府の答弁と食い違つており、その責任も追及しなければなりません。

第四に、現在の高い国保保険料の支払いに苦慮

している加入者に対する現在の保険行政の執行に
 ついても問題にしなければなりません。

保険料滞納者に對し、保険証を交付せずあるいは返還させ、償還制の給付となつてゐる点は、輕症の患者の受診機会をおくらせ、症状を悪化させるおそれがあり、國の國民に對する医療保障を放棄する結果となつてゐます。こういった行政は直ちに改められるべきだと考えます。

申し述べたい点は多々ありますが、私は、本委員会で課題として残した諸点について誠意ある検討をされ、できるだけ早い時期に社会保障の全体構想を明確にしていだきたいことを強く要望し、本案に対する反対の討論といたします。

以上でございます。(拍手)

○曾根田郁夫君　私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております国民健康保険法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

国民健康保険制度は、就業構造の変化、人口の高齢化等を背景にさまざまな構造問題を抱え、その運営の不安定性が増大するに至っております。本格的な高齢化社会の到来を控え、医療保険各制度における給付と負担の公平化を図ることが不可欠であります。国民健康保険制度が当面する問題を解決し、その運営の安定を図ることは、かかる給付と負担の公平化に向けた条件整備となるものであり、まさに喫緊の課題となっております。

本法案は、このような要請にこたえ、国民健康保険制度の不安定要因となっている医療費の地域差問題や低所得者問題等に対して国、都道府県、市町村が一体となって取り組む仕組みをつくることにより制度の安定化を図ろうとするものであります。

すなわち、高医療費市町村における安定化計画の作成及び国、都道府県と一体となった計画の推進、低所得者の保険料軽減分の国、都道府県、市町村の共同負担による完全補てん、さらには国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業に

対する国及び都道府県の補助等の対策全体を通じて国保加入者の保険料負担の増大が緩和されるものであります。

なお、本法案の実施に伴う新たな地方負担については、地方財政に支障が生じないよう所要の財源措置が講ぜられているところであります。

このように、国民健康保険法の一部を改正する法律案は、国民健康保険制度を取り巻く情勢の變化に的確に対応し、その当面する問題に国と地方が一体となつて取り組むことで制度の長期的安定に向けた基盤づくりとなるものであり、私はこの法案に対し強く賛意を表するものであります。

これを持ちまして私の討論を終わります。(拍手)

○中西珠子君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっています国民健康保険法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論をいたします。

反対の第一の理由は、今回の国保改正案は、二、三年間にわたる暫定措置であり、地方負担の増加分は全額補てんするので地方への責任転嫁ではないかと政府は言っていますが、国庫負担を削減し、地方の財政負担を恒常的にふやしていく道を開くものであります。国民健康保険は国民皆保険の中核をなすものであり、国が責任を持って改善と安定化を図るべきものであります。

第二に、改正法案は、国と地方が一体となつて取り組む仕組みを導入するとして保険基盤安定制度を創設し、また高医療費市町村を指定して安定化計画をつくらせて実施させる、なおそれでも医療費が下がらない市町村の給付費等の一定部分は国庫負担の対象外として市町村と都道府県と国の共同負担とする、いわばペナルティーを科すことにしていることであります。

第三に、保険基盤安定制度については、厚生省は、一世帯当たり保険料負担は千七百円軽減されると宣伝している一方で、保険料を下げてはならないとの通達を出しています。国保は医療保険の中で保険料が一番高く、給付率は一番低い状況に

あります。政府は、給付と負担の公平化を図り医療保険の一元化を図るとの政策を掲げており、今回の改正は一元化への条件整備のためであるとして

ていますが、国保の保険料を下げ、給付を改善することにはつながっていないではありませんか。一元化を図るのならば、その手順、方法と実現の

時期を國民の前に明らかにするべきであります。

第四に、今回の改正では、保険料は安くならぬ以上、地方自治体の一般会計からの繰り入れは一層増加し、税金を納める地域住民の負担も一層重なることが懸念されます。もし六十五年以降も地方負担を続けて恒常的なものとしていくのであるならば、国と地方の役割分担を明確にし、地方への権限の移譲も真剣に考えるべきであります。現

在の三割自治の状況のまま地方負担のみ増加することは許されるべきではありません。

第五に、地域医療適正化プログラムにおける指定市町村に作成と実施を義務づける安定化計画

は、医療内容の低下を来し、患者にしわ寄せがい
く、特に長期入院の老人は病院から追い出される
結果となるおそれがあります。老人の長期入院、
いわゆる社会的入院を減らすには、特養や老人保
健施設の早期増設、在宅介護への公的サービスの
拡充など、福祉政策の充実増強が必須でありま
す。

これに関連して、医療供給体制整備のおくれも

指摘しておかねばなりません。医療機関の地域的偏在や無医村地区の存在は国民が医療を受けるのに平等であるべき機会を奪っています。

最後に強調したいことは、国民は、だれでも、いつでも、どこでも、差別を受けることなく、安心して医療を受ける権利があり、すべての国民にリハビリを含む医療を保障し、医療供給体制の整備と老人福祉対策の充実を総合的に推進する究極

的責任は、憲法二十五条に基づいて、国が担うべきものだということです。

今回の改正案は、国庫負担の削減と国の責任の地方への転嫁をねらったものであり、すべての国民に差別なく医療を保障するという展望が全くない。

い、医療費抑制のための単なる財政措置にすぎないと考えますので、到底賛成することはできません。

以上述べた理由で反対するものであります。
(拍手)

○齋脱タケ子君 私は、日本共産党を代表して、

国民健康保険法一部改正案に反対の討論をいたします。

今回の改正案は、国民の願ひである負担にたえがたい保険料を引き下げてほしい、滞納を理由とした保険証の不交付はやめてほしい、給付の内容をよくしてほしいという切実な要求をことごとく裏切るものであり、強く反対の意思を表明するものです。

現行の国民健康保険法は、国民の医療保障を行うことは国の責務であることを本来の趣旨、目的としております。これを踏みにじって都道府県及び市町村の負担を新たに導入することは、国の責

任を地方自治体に転嫁するということにとどまらず、憲法二十五条二項並びに国民健康保険法一条、四条に明記された国の責務規定に反するものであります。

現在の国民健康保険には、無職の世帯が激増し、年間所得二百万以下の世帯が実に七二・三％を占めているため基本的な低所得者対策が求められています。真に低所得者対策を考えるならば、

保険料軽減の所得制限を引き上げて、減額幅も拡大すべきです。ところが、今回導入されようとしている保険基盤安定制度はこれらの課題には何ら手を付けず、減額分への現在の国の補助率八割を五割に引き下げるものになっています。

低所得者がふえている中で、国保の保険料は最近の三年間に全国平均で三六%も値上げがされました。これは加入者の負担能力をはるかに超える

ものとなっています。負担能力の限界を超える大幅値上げを押しつけておきながら、それによって滞納を余儀なくされた世帯に対して保険証を交付しない仕打ちが行われ、既に数々の悲劇を生み出しています。この改正によってこの事態は固定

化され、さらに深刻化するであります。

本改正案の本則に盛り込まれました地域医療費適正化プログラムは、医療費削減の強制により医療内容の低下を強いることとなります。もしこの制度が実施されるならば、地方自治体は平均医療給付費を上回らないよう果てしない競争を強いられることとなります。

この医療費抑制システムで最も影響を受けるのが長期入院のお年寄りであります。四月一日改定された診療報酬は、入院日数が長くなるほど削減率を大きくして事実上の長期入院ができない仕組みをつくっています。既に北海道などでは受け入れ態勢のないままで病院から高齢者を追い出すことが始まっているのであります。

国保財政の再建のためには、国保に対する国庫負担率をもとの四五％に戻すことが求められているのに、政府は逆に本改正案によって老人保険に対する国庫負担金を四百六十億も削減しようとしています。

以上のように、本改正案は、国保に対する国の責任放棄につながるばかりか、昭和六十五年に予定されている医療保険の一元化、すなわち国庫負担の大削減と国民負担増を意図する医療保険制度の根本改悪に道を開くものであり、絶対に容認することはできません。

以上の理由により、私は本改正案に強く反対することを重ねて表明をして討論を終わります。

(拍手)

○委員長(関口恵造君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

国民健康保険法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(関口恵造君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山本正和君から発言を求められておりますのでこれを許します。山本君。

○山本正和君 私はいまだ可決されました国民健康保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、高齢化社会の展望に立った社会保障の将来構想を明らかにするよう努めること。

二、昭和六十四年度においても、昭和六十三年度と同様に、地方公共団体の負担について、所要の財源措置を講ずること。

三、改正後の国民健康保険事業の運営状況を踏まえ、地方財政に支障が生じないよう、国民健康保険の安定的運営のために必要な助成に努めること。また、国民健康保険組合について、今後とも健全な運営が図られるよう十分配慮すること。

四、国民健康保険制度の長期的安定を図るために必要な措置について、国と地方の役割分担と権限、低所得者への対応等を含め、幅広く検討を行い、その結果に基づいて、昭和六十五年度から抜本改革を行うこと。

五、医療保険制度の給付と負担の公平化を図るに当たっては、各制度において運営の安定化を確保する等、その条件整備に努めること。また、レセプト審査の充実、薬価基準の適正化、医療費通知の充実等、医療費適正化対策をより一層積極的に推進すること。

六、高医療費市町村の安定化計画については、国民健康保険運営協議会の活用を図ること等により、被保険者の理解と協力が得られるよう努めること。

七、診療報酬について、技術重視の診療報酬体系を確立し、その合理化を図ること。

八、医療供給体制の適正な整備を図るため、各

都道府県における地域医療計画の早期策定及びその適切な実施につき、必要な指導を行うこと。

右決議する。

以上であります。

○委員長(関口恵造君) ただいま山本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(関口恵造君) 多数と認めます。よって、山本君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤本厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤本厚生大臣。

○國務大臣(藤本厚生大臣) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存であります。

○委員長(関口恵造君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(関口恵造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(関口恵造君) 次に、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案並びに厚生年金保険法の一部を改正する法律案の四案を議題といたします。

四案につきましては、先ほど既に質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(関口恵造君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(関口恵造君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、中西珠子君から発言を求められておりますので、これを許します。中西君。

○中西珠子君 私は、ただいま可決されました原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、広い意味における国家補償の見地に立ってその対策が講じられるべきであるとの原爆被害者対策基本問題懇談会の意見等にかんがみ、被害の実態に即応した援護対策を一層拡充するよう努めるとともに、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、昭和六十年に行われた原爆被害者実態調査のうち死没者等調査について、速やかな解析、その集大成を図ること。

二、被爆者の障害の実態に即して所得制限を撤廃するとともに、医療特別手当等については、他制度との関連も考慮し、生活保護の収入認定から外すことについて検討すること。

三、原爆症の認定については、近時の科学的知

見を踏まえつつ、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うとともに、健康管理手当の認定についても、原爆被爆者が高齢化していることを踏まえ、そのあり方について検討すること。

四、原爆病院の運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう、施設・設備の充実を含め、万全の措置を講ずるとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。

五、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮するとともに、原爆医療調査機関の一元一体化について検討し、その促進を図ること。

六、放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化等につき検討すること。

以上であります。

○委員長(関口恵造君) ただいま中西君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口恵造君) 全会一致と認めます。よって、中西君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

ただいまの決議に対し、藤本厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤本厚生大臣。

○国務大臣(藤本孝雄君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存であります。○委員長(関口恵造君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付

金支給法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口恵造君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、曾根田都夫君から発言を求められておりますので、これを許します。曾根田君。

○曾根田都夫君 私、ただいま可決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、戦没者遺族等の老齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

二、戦没者遺族等の高齢化にかんがみ、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等について、さらに積極的に推進すること。

三、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連携を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

四、訪日調査により肉親が判明しなかつた中国残留日本人孤児について、引き続き肉親調査に最大限の努力をすることと、今後とも日本人であることが判明した中国残留孤児については、すべて訪日調査の対象とする。また、帰国孤児の定着先における自立促進

を図るため、関係省庁及び地方自治体が一体となつて、広く国民の協力を得ながら、日本語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的実施に遺憾なきを期すること。

五、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

六、法律の内容について必要な広報等に努める等さらにその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化にさらに努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(関口恵造君) ただいま曾根田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口恵造君) 全会一致と認めます。よって、曾根田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤本厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。藤本厚生大臣。

○国務大臣(藤本孝雄君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。○委員長(関口恵造君) 次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関口恵造君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四案に対する審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(関口恵造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(関口恵造君) 労働組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中村労働大臣。

○国務大臣(中村太郎君) ただいま議題となりました労働組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の公共企業体等における労使紛争の処理等については、国営企業労働委員会がこれに当たつてまいりましたが、その対象企業もかつての三公社五現業から郵政事業等の四現業に減少し、臨時行政調査会の最終答申でも指摘されたように、労働委員会機構の簡素化が重要な課題となっております。

さらに、近年不当労働行為の審査の迅速化等の要求が高まる中で、労働委員会制度の効率的運営及び機能強化を図る必要が生じてまいりました。本法律案は、このような状況に対処するため、中央労働委員会と国営企業労働委員会とを統合するとともに所要の改正を行うとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明いたします。

第一は、統合後の中央労働委員会の委員についてであります。

委員の数は、使用者委員、労働者委員、公益委員のおの十三人といたしております。委員の任命権者は内閣総理大臣とし、公益委員については労使委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿のうちから国会の同意を得て任命することとし、また、使用者委員及び労働者委員については、それぞれ関係労使の推薦に基づいて任命することとし、そのうち各九人については民間企業関係労使の、また、各四人については国営企業関係労使の推薦に基づくことといたしております。

す。

第二は、国営企業の地方における労使紛争の処理についてであります。

現行の国営企業労働委員会の地方調停委員会は廃止いたしますが、その現在果たしている機能を維持するため、統合後の中央労働委員会に地方調整委員を置くこととし、専ら地方における事件を担当させることといたしました。なお、この地方調整委員は、従来中央労働委員会が扱うこととしていた民間企業の事件のうちの一部についても担当することができるといたしております。

第三は、中央労働委員会における紛争調整手続についてであります。

使用者委員及び労働者委員についてはそれぞれの推薦母体別に、公益委員については会長の指名により、国営企業担当と一般企業担当を定め、紛争調整の開始決定やあつせん、調停、仲裁等に参与させることといたしております。

第四は、国営企業の事件に関する不当労働行為の審査等のための審査委員会の設置についてであります。

不当労働行為の審査等については、国営企業の事件の特殊性にかんがみ、重要な事件を除き、国営企業担当の公益委員のみで処理することができるようになっております。

最後に、この法律の施行期日は、委員の任命のための準備行為に関するものを除き、昭和六十三年十月一日といたしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

いて、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、中央労働委員会の公益委員の委員候補者名簿の作成について、労使委員の「意見を尊重して」を「同意を得て」に改めるものとすること。

第二に、日本電信電話株式会社に係る調停事件についての実情の公表等の特例措置を廃止するものとすること。

第三に、国営企業の職員が労働組合の役員として専ら従事する期間の上限は、国営企業の運営の実態等にかんがみ、当分の間、「五年」を「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とするものとすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(関口恵造君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時災害援護法案(山本正和君外三名発議)

戦時災害援護法案

(援護)

第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかかった者で当該戦時災害にかかった

当時日本の国籍を有していたものの当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に關しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号。以下「特別援護法」という)及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号。以下「遺族援護法」という)の適用を受けるものとする。

二 前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規定する公務上の傷病に該当する場合において、同項中同法に係る部分の規定は適用しない。

第二条 前条第一項に規定するものは、同項に規定する者で当該戦時災害により死亡したものの(以下この条において「戦災死亡者」という)の遺族には、遺族給付金として百二十万円を支給する。

2 遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、戦災死亡者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第四項及び第六項において同じ)、子、父母、孫及び祖父母で、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものとする。

3 戦災死亡者の死亡の当時胎児であつた子が生じ、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた子とみなす。

4 遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

5 遺族援護法第三十六條第二項の規定は、前項の規定により遺族給付金を受けることができる順位にある遺族が生死不明である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「弔慰金」とあるのは「遺族給付金」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法(昭和六十三年法律第 号)の施行の日」と、「昭和二十七年四月二日」とあるのは「同法の施行の日」と読み替へるものとする。

十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法(昭和六十三年法律第 号)の施行の日」と、「昭和二十七年四月二日」とあるのは「同法の施行の日」と読み替へるものとする。

6 第二項に規定する遺族が、戦災死亡者の死亡の日以後この法律の施行の日(次項において「施行日」という)前に、次の各号のいずれかに該当したときは、遺族給付金を支給しない。

一 日本の国籍を失つたとき。

二 離縁によつて、戦災死亡者との親族関係が終了したとき。

三 配偶者については、婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)をしたとき。

四 配偶者、子及び孫については、第二項に規定する者及び戦災死亡者の兄弟姉妹で、戦災死亡者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものの以外の者の養子となつたとき。

7 禁錮以上の刑に処せられ、施行日(戦災死亡者の死亡の日が同日後であるときは、その死亡の日)において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族(刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く)には、遺族給付金を支給しない。

8 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中国債に係る部分の規定を準用する。

9 遺族援護法第六條、第十六條、第二十八條本文、第三章、第四十五條から第四十八條まで及び第五十條の規定は、遺族給付金について準用する。

(調整規定)

第三条 第一条第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令(行政措置を含む)による給付(遺族に対する年金たる給付を含む)でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合においては、政令の定めるところにより、この法律

の適用を受けるものとする。

第十四条 この法律は、昭和六十三年四月一日から起算して、経過措置として、昭和六十三年四月二日から起算して、施行する。

第十五条 この法律は、昭和六十三年四月二日から起算して、施行する。

第十六条 この法律は、昭和六十三年四月二日から起算して、施行する。

第十七条 この法律は、昭和六十三年四月二日から起算して、施行する。

第十八条 この法律は、昭和六十三年四月二日から起算して、施行する。

第十九条 この法律は、昭和六十三年四月二日から起算して、施行する。

第二十条 この法律は、昭和六十三年四月二日から起算して、施行する。

第二十一条 この法律は、昭和六十三年四月二日から起算して、施行する。

一、国民健康保険法の改悪反対に関する請願
(第一四四八号)

一、国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願(第一四四九号)(第一四五〇号)

一、国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願(第一四五一号)(第一四五二号)(第一四五三号)(第一四五四号)(第一四五五号)(第一四五六号)(第一四五七号)(第一四五八号)

一、国民健康保険法改正案反対、国保制度の改善に関する請願(第一四五九号)(第一四六〇号)(第一四六一号)(第一四六二号)

一、国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願(第一四六三号)

一、国民健康保険の国庫負担増額等に関する請願(第一四六四号)

一、国民健康保険法の改悪反対に関する請願(第一四六五号)

一、国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願(第一四七四号)

一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一四七五号)(第一四七六号)

一、亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願(第一四八三号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一五〇二号)(第一五〇三号)(第一五〇四号)(第一五〇五号)

一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一五〇六号)(第一五〇七号)

一、労働時間の短縮に関する請願(第一五〇八号)

一、手話通訳の制度化に関する請願(第一五〇九号)

一、亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願(第一五一〇号)

(第一五一三号)

一、国民健康保険法の改悪反対に関する請願(第一五一五号)

一、国民健康保険法の改正案反対、改善の実現

に関する請願(第一五一六号)

一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一五二〇号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一五二一号)

第一三二四号 昭和六十三年四月二十二日受理
医療と福祉の拡充に関する請願

請願者 愛知県半田市乙川西ノ宮町二ノ三
三 竹内春雄 外四十九名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第一三二二号 昭和六十三年四月二十二日受理
国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願

請願者 埼玉県志木市上宗岡一ノ八ノ二
九 矢野萬平 外二千四百六十二名

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一三三三三号 昭和六十三年四月二十二日受理
国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願

請願者 埼玉県春日部市大場一四二ノ一
白石さち子 外千名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一三四四号 昭和六十三年四月二十二日受理
国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願

請願者 埼玉県川越市木野目四七二ノ一二
小沢集 外千名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一三四五号 昭和六十三年四月二十二日受理

この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

国民健康保険法の改正反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 名古屋市市中区金山二ノ一二ノ一五
加藤瑞美子 外四千名

紹介議員 香取タケ子君
政府は、第百十二回国会で、国の負担を初年度(昭和六十三年)度四百五十億円を削減し、地方自治体、住民に負担を転嫁することを主な目的として、国民健康保険法の新たな改正を行おうとしている。既に、老人医療無料制の有料制への切替え、健康保険本人十割給付の八割への切下げ(当面九割)、厚生省・国民医療総合対策本部の中間報告に基づく老人の病院からの追い出しなど医療供給制度全般にわたる改革、などが相次いでいる。こういう状況の下で、国民の暮らしと命は脅かされ、大変深刻な状況となつていく。ついては、憲法第二十五条の精神を踏みにじり、財政対策に照準を当てた国保法の改正や国立医療機関の大規模な切捨てに反対するとともに、国民の暮らしと命に直結する医療制度の改善のため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、憲法第二十五条の精神を踏みにじり、国庫負担の削減を強化し、地方自治体や住民への負担転嫁を主な目的とする国保法の改正をやめること。さらに次のような措置を採ること。

1 国庫負担率を四十五パーセントに戻すこと。

2 保険料(税)滞納者への保険給付の制限にながらるる保険証の取上げや未交付などをやめること。

二、国立医療機関の統廃合や移譲・譲渡を中止し、国立医療機関を地域医療の拠点として整備・充実すること。

三、健保本人十割給付・老人医療無料制度を復活すること。

四、厚生省の国民医療総合対策本部の中間報告の具体化をやめ、高齢化社会に対応する高齢者の医療や福祉を充実すること。特に、在宅療養者へのケアの地域的なネットワークの確立や、特

別養護老人ホームの増設、デイ・ケアサービスなどの福祉施策の拡充を国と自治体の責任で行うこと。また、入院判定基準づくりなどによつて、病院追い出しなどが起こらないようにすること。

五、住民の健康と命を守る医療・福祉の体制を充実するため、看護婦・保健婦・ヘルパーなどの大幅な増員を行い、量・質ともに拡充すること。また、診療報酬を改善すること。

第一三四六号 昭和六十三年四月二十二日受理
国民健康保険法の改正反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 名古屋市昭和区川名山町一ノ三六
前田礼子 外三千四百三十二名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一三五二二号 昭和六十三年四月二十二日受理
国民健康保険法の改悪反対に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉本町三三
渡辺 勝治 外五千三百五十三名

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第一三五六号 昭和六十三年四月二十二日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 福島県郡山市島一ノ七ノ二
添野 光枝 外一名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一三六八号 昭和六十三年四月二十五日受理
国民健康保険法の改悪反対に関する請願

請願者 川崎市多摩区長尾二ノ六ノ八ノ五
〇八 氏田弘 外九十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第一三七三号 昭和六十三年四月二十五日受理
重慶戦傷病者とその妻の援護に関する請願
請願者 兵庫県姫路市豊富町重国一、四七八 岩田誠一 外一名

紹介議員 中西 一郎君

一、現在、戦傷病者の妻に対し特別給付金が支給されているが、昭和五十八年四月一日以降平病死をした戦傷病者の妻に対しても速やかに特別給付金を支給すること。
二、鉄道の寝台車の後払い扱いをすること。
三、重慶戦傷病者に対する日常生活用具の支給を戦傷病者特別援護法により支給すること。

第一三七四号 昭和六十三年四月二十五日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 山形県酒田市相生町一ノ六ノ五 茂木忠明

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一三八三号 昭和六十三年四月二十五日受理
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願

請願者 北海道函館市根崎町四九六 深浦 義彦 外七千二百八十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八二号と同じである。

第一三八四号 昭和六十三年四月二十六日受理
雇用安定対策の充実に関する請願

請願者 熊本県下益城郡城南町千町二、五二八 米原賢士

紹介議員 守住 有信君

雇用状況は若干改善の兆しを見せているとはいえ、我が国独特の多重構造的経済に支えられているところが大きく、今後樂觀できる状況にはない。ついでに、次の施策を早急に講ぜられたい。
一、雇用調整助成金制度の対象業種の拡大、期間延長等の措置を講ずること。
二、地域雇用開発等促進法による不況地域の雇用

対策を拡充するとともに、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法による不況業種対策についても、指定基準の緩和等拡充すること。また、緊急対策として、失業給付の基本手当を一律九十日間延長すること。
三、賃金の支払の確保等に関する法律の抜本的充実、労働債権の先取特権等の法整備並びに労働条件格差是正に向けた中小企業労働対策行政の整備充実を促進すること。
四、雇用情勢や産業構造の変化等に対応した職業訓練制度の拡充や、労働者の職業生活の全期間を通じて職業能力の向上を図るとともに、企業の海外進出が国内雇用機会を縮小を伴うことのないよう、労使間の協議システムの確立に努めること。
五、地域活性化を軸とした内需主導の安定成長を目指すし、特に鉄鋼、石炭、造船等不況業種、輸出関連中小企業、その企業の立地地域での雇用対策を重視すること。また、不況が深刻な地域を中心に新規雇用の創出が必要であり、そのため特別交付金の交付等思い切った対策を講ずること。
六、パート労働者福祉法(仮称)を制定するとともに、港湾労働法の見直しに当たっては関係労働者の意見を最大限尊重すること。また、駐留軍関係離職者等臨時措置法を延長させること。

第一三九二号 昭和六十三年四月二十六日受理
国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願
請願者 神戸市西区伊川谷町有瀬一三一ノ一ノ一、三〇七 長谷川和男 外

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一三九三号 昭和六十三年四月二十六日受理
国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願
請願者 岩手県釜石市鶴住居町二九ノ一五ノ一 木村明子 外一万五千七百三十八名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一四三四号 昭和六十三年四月二十六日受理
国民健康保険法の改悪反対に関する請願
請願者 神奈川県相模原市東大沼三ノ一八ノ一二 田辺悦 外二百八十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第一四三五号 昭和六十三年四月二十六日受理
国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願
請願者 千葉県木更津市井尻九六七 吉田 明 外三百三十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一四三八号 昭和六十三年四月二十六日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 愛媛県大洲市弘川橋通社団法人愛媛県療術師協会会長 山本宗明

紹介議員 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一四三九号 昭和六十三年四月二十六日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 三重県桑名市内堀南七六ノ一 小橋川やす子

この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一四四八号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法の改悪反対に関する請願(二通)
請願者 東京都北区滝野川一ノ五八ノ三 佐藤浩 外四千四百六十六名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第一四四九号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町阿恵二五二ノ二 中村武敏 外二百十二名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一四五〇号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願
請願者 千葉県館山市大戸二四八ノ一二 松田ヤイ子 外二百四十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一四五一号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願
請願者 富山市月岡町七ノ三四 渡辺義憲 外九千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一四五二号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願
請願者 山梨県東八代郡一宮町一の宮一、五六八 鈴木はつみ 外九千九百

この請願の趣旨は、第四三二号と同じである。

第一四四八号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法の改悪反対に関する請願(二通)
請願者 東京都北区滝野川一ノ五八ノ三 佐藤浩 外四千四百六十六名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第一四四九号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町阿恵二五二ノ二 中村武敏 外二百十二名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一四五〇号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願
請願者 千葉県館山市大戸二四八ノ一二 松田ヤイ子 外二百四十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一四五一号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願
請願者 富山市月岡町七ノ三四 渡辺義憲 外九千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一四五二号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願
請願者 山梨県東八代郡一宮町一の宮一、五六八 鈴木はつみ 外九千九百

九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一四三三号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市下石田二ノ三ノ二〇

中村友之 外九千九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一四四四号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市飯田三ノ九ノ二 武井泰喜 外九千九百九十九名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一四五五号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡田宮町布施二、七

四八ノ二 小林清子 外九千九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一四五六号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝日二ノ三ノ一五ノ二

二〇二 早川秀志 外七千二百三十二名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一四五七号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市伊勢三ノ一三ノ三ノ五〇一 荻原勇 外九千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一四五八号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法改正反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市塩部一ノ三ノ二三

山口美津恵 外九千九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第五九五号と同じである。

第一四五九号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法改正案反対、国保制度の改善に関する請願

請願者 大阪府西淀川区姫島一ノ一五ノ二

中山千代 外九千九百九十九名

紹介議員 香脱タケ子君

政府が国会に提出している国民健康保険法改正案は、国の負担を大幅に削減する一方、その分を国保加入者と都道府県・市町村にすべて転嫁しようとするものである。国が国庫負担を大幅に削減してきた影響により、この三年間においても大阪府下で保険料(税)が平均約四割も値上げされ、保険料(税)が払えない加入世帯も急増し、京都市・金沢市では保険証不交付による死亡事例さえ発生している。今回の改正案は、こうした事態を改善するどころか、(一)保険料(税)減免世帯への国の負担を引き下げて都道府県と市町村に負担を肩代わりさせること、(二)地域の医療事情を無視した地域差調整の名の下に自治体に医療費の削減を強いること、等のひどい内容となつていて、これが実施されるならば、市町村の財政は一層困難になり、加入者へのしわ寄せが強まり、また医療機関は診療内容が制限され、国民に良い医療を提

供することが困難になる。ついでには、このような改正案に反対し、国保制度を健全に運営し、国民の医療を保障するにふさわしい制度として改善するため、次の事項について実現を図られたい。

一、国民健康保険制度への国の負担を従来どおりの四十五パーセント(現行三十八・五パーセント)に戻し、都道府県と市町村に負担を肩代わりさせないこと。

二、保険料が払えない世帯にも保険証を無条件で交付し、払える保険料への抜本改善を行うこと。

三、給付内容の改善、保険料・医療費減免制度の拡充などの制度内容の充実を行うこと。

第一四六〇号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法改正案反対、国保制度の改善に関する請願

請願者 大阪府西淀川区姫島一ノ七ノ三〇

浜本喜代子 外四千九百六十三名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一四五九号と同じである。

第一四六一号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法改正案反対、国保制度の改善に関する請願

請願者 大阪府西淀川区姫島二ノ一九ノ二

一 吉岡鉄平 外九千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一四五九号と同じである。

第一四六二号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法改正案反対、国保制度の改善に関する請願

請願者 大阪府西淀川区姫島二ノ一六ノ二

六 伊藤博 外九千九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第一四五九号と同じである。

第一四六三号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願

請願者 大阪府豊中市宮山町一ノ九ノ二

津金新 外六千九百三十七名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一四六四号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険の国庫負担増額等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区御崎町二ノ一六ノ二

五ノ三三 黒川勇蔵 外三千三百六十六名

紹介議員 本岡 昭次君

国民健康保険の保険料滞納世帯と保険証未交付世帯が急増している。これは、国保がもとより零細企業での労働者や自営業者、農漁民、無職者などの低所得者層を対象としているにもかかわらず、そうした人々の医療を受ける権利を奪い、国民皆保険をなし崩し的に否定するものである。保険料滞納の原因は、国庫負担の引下げによつて、国保料(税)が大幅に値上げされてきたことにある。厚生省の国保制度改革案はこうした事態を何ら改善するものとは言えず、国庫負担削減のみをねらつたもので、ますます滞納者と保険証未交付者を増加させる。ついでには、社会保障としての国保制度を充実させるため、次の事項について実現を図られたい。

一、国庫負担を昭和五十九年以前の四十五パーセントに戻し、各市・町が保険料を値上げしないですむようにすること。

二、国保保険証を即時交付すること。そのための指導を徹底すること。

三、自治体に国庫負担を肩代わりさせる国保法改正悪は行なわれないこと。

第一四六五号 昭和六十三年四月二十七日受理

国民健康保険法の改悪反対に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島三ノ九ノ一〇

紹介議員 須田勇史郎 外六百五十三名
山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第一四七四号 昭和六十三年四月二十七日受理
国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願
請願者 岐阜市美園町四ノ九 岡本寛治
外二千二百七十名
紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一四七五号 昭和六十三年四月二十七日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 三重県員弁郡北勢町阿下喜九二〇
ノ二 武藤四郎 外一名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一三七三号と同じである。

第一四七六号 昭和六十三年四月二十七日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 栃木県足利市大沼町一、四七〇
ノ一 川瀬廣衛 外一名
紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第一三七三号と同じである。

第一四八三号 昭和六十三年四月二十八日受理
亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願
請願者 東京都目黒区祐天寺一ノ九ノ一六
酒巻重雄 外二千六百十四名
紹介議員 高杉 勉忠君

亜急性硬化性全脳炎(SSPE)は、大変恐ろしい難病である。はしかのウィルスがその原因とされており、はしか罹患後五、十年後に突然発病し、激しいけいれんや発作に小さな体をむしばまれていく。治療法は確立されておらず、難病指定もされていない。ついでに、SSPEの子供とその家族が少しでも健全で希望の持てる家庭生活を送る

ことのできるよう、次の政策について実現を図りたい。
一、亜急性硬化性全脳炎を特定疾患に指定すること。

二、患者早期発見のための診断基準について医療機関へ徹底すること。
三、予防のためはしかワクチン接種の全国統一早期実施を行うこと。
四、ホームドクターの紹介制度を実施すること。
五、ホームヘルパー制度と短期入院施設を拡充すること。
六、難病患者家族の精神的なケア制度を充実すること。

理由

(一)SSPEは、いつたん発病すると、命は取り留めず経過は慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的な家族の負担も著しく大きい。SSPEを特定疾患に指定することで単一の疾患として治療の研究、早期の発見を促進することができ、そして治療費の負担も軽減され、医療施設の整備も期待できる。(二)まれな発症率のため、SSPEという病気を知らない、または忘れていた医師も少なくない現状である。(三)生後一歳未満にワクチン接種を全国統一実施すること、SSPEの発症率は十数分の一に激減すること、病状がある程度安定してくると病院を退院して自宅治療を勧められるが、開業医の多くは未経験のSSPEの治療を歓迎せず、退院後断られてしまふことが少なくない。そのような場合、できるだけ自宅近くの開業医の紹介があれば安心して自宅療養ができる。(四)難病の子供を介護する家族の負担は大変大きく、特に母親の負担は著しい。各自治体における制度も老人を対象としたものが多く、難病児や障害児を対象としているものは少ない。現状の対象範囲を広げるホームヘルパー制度、短期入院施設の拡充をすべきである。(五)未経験の主治医や看護婦は親にとって精神的な支えとはならない。こういった家族のメンタルなケア

は、難病団体に任せるべきである。

第一五〇二号 昭和六十三年四月二十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(四通)
請願者 宮崎県都城市八幡町一六ノ四 福重宗治 外三名
紹介議員 上杉 光弘君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一五〇三号 昭和六十三年四月二十八日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 福島県須賀川市大字塩田字阿弥陀
前四五ノ一 吉田俊明
紹介議員 添田増太郎君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一五〇四号 昭和六十三年四月二十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(五通)
請願者 栃木県河内郡河内町中岡本二、六
七五 小林茂 外四名
紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一五〇五号 昭和六十三年四月二十八日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 福島県西白河郡矢吹町一本木四六
二ノ三 熊田茂
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

第一五〇六号 昭和六十三年四月二十八日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 岡山県真庭郡新庄村一、一四八
旦育郎 外一名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一三七三号と同じである。

第一五〇七号 昭和六十三年四月二十八日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 札幌市中央北一条東一〇丁目大
湊清次 外一名
紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第一三七三号と同じである。

第一五〇八号 昭和六十三年四月二十八日受理
労働時間の短縮に関する請願
請願者 熊本県下益城郡城南町千町二、五
二八 米原賢士
紹介議員 田代由紀男君
労働時間の短縮は、今や国の内外から求められている最も焦眉の課題である。ついでに、早急に次の施策を講ぜられたい。
一、改正労働基準法について、施行後三年以内に週四十四時間制に移行できるよう、中小企業等に対する財政上その他必要な援助措置を講ずること。
二、金融機関及び土曜閉庁による官公署の完全週休二日制を早急かつ確実に実施するなど、労働時間短縮を積極的に推進すること。
三、男女雇用機会均等法における育児休業の普及促進を図るとともに、家庭看護休暇の制度化を図ること。

第一五〇九号 昭和六十三年四月二十八日受理
手話通訳の制度化に関する請願
請願者 熊本県下益城郡城南町千町二、五
二八 米原賢士
紹介議員 田代由紀男君
手話は、ろうあ者にとって生活そのものに根づいた日常的言語であり、ろうあ者が情報やコミュニケーションを確保し、健常者に伍して社会生活を営む上で手話通訳は欠かすことのできないものとなっている。この手話通訳については、従来から、手話専任員養成・派遣事業及び手話通訳設置事業等が国の補助事業として実施されており、ろうあ者の生活、福祉の向上に大きな役割を果たしてきた。しかし、国際障害者年を一つの契機として、ろうあ者の手話通訳に対するニーズは、質、

量ともに急激な高まりを見せており、今後更にろうあ者の社会参加を促進するためには、聴覚障害者の福祉に理解と情熱を有するボランティアの協力とともに、公的に能力、資格を認められた手話通訳者によるコミュニケーション援助が必要である。ついては、手話通訳者の養成、資格認定及び手話通訳者の設置、派遣に係る総合的な手話通訳制度を早期に確立し、実施されたい。

第一五一〇号 昭和六十三年四月二十八日受理
聴覚性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願
請願者 東京都練馬区中村一ノ七ノ一二 坂口均 外二千四百五十八名

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五一三三号 昭和六十三年四月二十八日受理
亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願
請願者 埼玉県富士見市鶴馬二ノ二ノ三三 一〇一 中神達二 外二千十六名

紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第一四八三号と同じである。

第一五一五五号 昭和六十三年四月三十日受理
国民健康保険法の改悪反対に関する請願
請願者 京都府向日市寺戸町西野辺一三ノ四 横上博明 外五百十四名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第一五一六号 昭和六十三年五月二日受理
国民健康保険法の改正案反対、改善の実現に関する請願(二通)
請願者 兵庫県三木市細川町細川中三〇三 一〇二 小山佳世子 外千九百二十四名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一一六六号と同じである。

第一五二〇号 昭和六十三年五月二日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 青森県三戸郡新郷村大字戸来字丹内沢五ノ一五三 福士カメ子 外一名

紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第一三三七号と同じである。

第一五二一〇号 昭和六十三年五月二日受理
療術の制度化促進に関する請願(四通)
請願者 山梨県都留市十日市場一、四五六 三浦高雄 外三名

紹介議員 志村 哲良君
この請願の趣旨は、第九五七号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、労働組合法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)
労働組合法等の一部を改正する法律案
労働組合法等の一部を改正する法律案
(労働組合法の一部改正)

第一条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。
第十九条第一項中「使用者を代表する者」の下に「(以下「使用者委員」という。を、「労働者を代表する者」の下に「(以下「労働者委員」という。を、「公益を代表する者」の下に「(以下「公益委員」という。を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「の外を」の「外」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第二十二項までを削り、同条の次に次の十二条を加える。

(中央労働委員会)
第十九条の二 中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。

(中央労働委員会の委員の任命等)
第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人をもつて組織する。

2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち四人については、国営企業(国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一号に規定する国営企業をいう。第十九条の十第一項において同じ)の推薦)に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦(労働者委員のうち四人については、同法第二条第二号に規定する職員(以下この章において「国営企業職員」という。)が結成し、又は加入する労働組合の推薦)に基づいて、公益委員は労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその公益委員を罷免しなければならない。

5 公益委員の任命については、そのうち六人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

6 中央労働委員会の委員(次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。)は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。

(委員の欠格条項)
第十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
一 禁治産者又は準禁治産者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。
一 国会又は地方公共団体の議会の議員
二 国営企業職員又は国営企業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

(委員の任期等)
第十九条の五 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。
3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き在任するものとする。

(公益委員の服務)
第十九条の六 常勤の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。
(委員の失職及び罷免)
第十九条の七 委員は、第十九条の四第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。公益委員が同条第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合も、同様とする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院の同意を得て、その委員を罷免することができ

3 前項の規定により、内閣総理大臣が中央労働委員会に対して、使用者委員又は労働者委員の罷免の同意を求めた場合には、当該委員は、その議事に参与することができない。

4 内閣総理大臣は、公益委員のうち五人が既に属している政党に新たに属するに至つた公益委員を直ちに罷免するものとする。

5 内閣総理大臣は、公益委員のうち六人以上が同一の政党に属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に属する者が五人になるように、両議院の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。

（委員の給与等）

第十九条の八 委員は、別に法律の定めるところにより俸給、手当その他の給与を受け、及び政令の定めるところによりその職務を行うために要する費用の弁償を受けるものとする。

（中央労働委員会の会長）

第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 中央労働委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならない。

（地方調整委員）

第十九条の十 中央労働委員会に、国営企業とその国営企業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十七条第十三項に規定する調査若しくは審問に参与させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2 地方調整委員は、中央労働委員会の同意を得て、政令で定める区域ごとに労働大臣が任命する。

3 第十九条の五第一項本文及び第二項、第十九条の七第二項並びに第十九条の八の規定は、地方調整委員について準用する。この場合において、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「労働大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは、「中央労働委員会」と読み替へるものとする。

（中央労働委員会の事務局）

第十九条の十一 中央労働委員会にその事務を整理させるために事務局を置き、事務局に会長の同意を得て労働大臣が任命する事務局長及び必要の職員を置く。

2 事務局に、地方における事務を分掌させるため、地方事務所を置く。

3 地方事務所の位置、名称及び管轄区域は、政令で定める。

（地方労働委員会）

第十九条の十二 地方労働委員会は、都道府県が設けるものとする。

2 地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人（東京都が設けるものに限り、各十一人（大阪府が設けるものに限り、又は各九人、各七人若しくは各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 第十九条の二、第十九条の三第五項及び第六項本文、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、地方労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の二中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第十九条の三第五項中「そのうち六人以上」とあるのは「公益委員の数が十三人の地方労働委員会にあつてはそのうち六人以上、公益委員の数が十一人の地方労働委員会にあつてはそのうち五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはそのうち四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつてはそのうち三人以上、公益委員の数が五人の地方労働委員会にあつてはそのうち二人以上」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「地方労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「地方労働委員会の委員」と、前条第一項中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「事務局局長及び必要の職員」とあるのは「事務局局長、事務局次長二人以内及び必要の職員」と読み替へるものとする。

5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定により読み替えられた第十九条の三第五項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

（船員労働委員会）

第十九条の十三 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（国営企業職員を除く。以下この項において同じ。）に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、船員については、適用しない。

2 船員中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人をもつて組織し、船員地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人をもつて組織する。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、運輸大臣が任命する。

4 中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定（第十九条の三第一項から第四項まで及び第六項ただし書、第十九条の四第二項、第十九条の六、第十九条の七第一項後段、第四項及び第五項、第十九条の十、第十九条の十一第二項及び第三項、前条第二項、第三項及び第四項後段（第十九条の十一第一項中「事務局局長及び必要の職員」とあるのは「事務局局長、事務局次長二人以内及び必要の職員」と読み替へる部分に限る。）、第二十四条第二項並びに第二十七条第十三項の規定を除く。）は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の二中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十九条の三第五項中「六人以上」とあるのは「三人以上」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「船員中央労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「船員中央労働委員会の委員」と、第十九条の十一第一項中「労働大臣」と、

とあるのは「運輸大臣」と、前条第一項中「都道府県が」とあるのは「各地方運輸局の管轄区域（政令で定める地方運輸局にあつては、政令で定める区域を除く。）及び当該政令で定める区域を管轄区域として並びに当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、第二十五条第二項中「国営企業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県」とあるのは「二以上の船員地方労働委員会の管轄区域」と読み替へるものとする。

5 前条第五項の規定は、船員中央労働委員会の公益委員について準用する。

第二十三条に後段として次のように加える。

中央労働委員会の地方調整委員又は地方調整委員であつた者も、同様とする。

第二十四条に次の一項を加える。

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、国営企業職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

第二十五条第一項後段を削り、同条第二項中「基く」を「基づく」に、「申立」を「申立て」に、「基いて」を「基づく」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 中央労働委員会は、国営企業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分（国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。）について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全

国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

第二十七条に次の一項を加える。

13 中央労働委員会は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、中央労働委員会に係属している事件に関し、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則の定めるところにより、公益を代表する地方調整委員に第一項の申立て又は第五項若しくは第十一項の再審査の申立てに係る調査又は審問を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、当該審問に参与することができる。

（労働関係調整法の一部改正）

第二条 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「基いて」を「基づく」に改め、「使用者を代表する委員」の下に「（国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する国営企業担当使用者委員（次条において「国営企業担当使用者委員」という。）を除く。）を、「労働者を代表する委員」の下に「（同法第二十五条に規定する国営企業担当労働者委員（次条において「国営企業担当労働者委員」という。）を除く。）を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三 中央労働委員会が第十条の幹旋員候補者の委嘱及びその名簿の作製、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち国営企業担当使用者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）、労働者を代表する委員のうち国営企業担当労働者委員以外の委員（同項において「一般企業担当労働者委員」という。）並びに

公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する八人の委員及び会長（同項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条に次の一項を加える。

労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基づいて、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないときと認める場合は、この限りでない。

第二十一条中「使用者を代表する委員」の下に「（中央労働委員会にあつては、一般企業担当使用者委員）を加え、「の中から」を「のうちから」に改め、「労働者を代表する委員」の下に「（中央労働委員会にあつては、一般企業担当労働者委員）を、「公益を代表する委員」の下に「（中央労働委員会にあつては、一般企業担当公益委員）を加え、同条に次の一項を加える。

労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないときと認める場合は、この限りでない。

第三十一条の二中「の中から」を「のうちから」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「なされ」を「され」に、「聞いて」を「聴いて」に、「委員又は」を「委員（中央労働委員会にあつては、一般企業担当公益委員）又は」に改める。

は、一般企業担当公益委員）又は」に改める。

附則第三条及び第四条を削る。

（国営企業労働関係法の一部改正）

第三条 国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。目次中「（第十七条・第十八条）」を「（第十七条・第十九条）」に、「国営企業労働委員会第十九条」を「第二十五条の七」に、「第二十六条」を「第二十五条」に、「第四十一条」を「第四十条」に改める。

第三条の見出し中「関係」を「関係等」に改め、同条第一項中「及び第十八条から第三十二条まで」を「第十八条、第二十七条第九項中段及び後段、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条」に改め、「同法第五条第一項中「この法律に規定する手続」とあるのは、この法律並びに国営企業労働関係法第二十條第二項及び第二十五条の五に規定する手続」と、「この法律に規定する救済」とあるのは、この法律及び国営企業労働関係法第二十五条の五に規定する救済」と及び「労働委員会」とあるのは「国営企業労働委員会」と、を削り、同条第二項を次のように改める。

2 中央労働委員会（以下「委員会」という。）は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する処分をする場合には、会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成する審査委員会を設けてその処分を行わせ、当該審査委員会のした処分をもつて委員会の処分とすることが出来る。ただし、事件が重要と認められる場合その他審査委員会が処分をすることが適当でないときと認められる場合は、この限りでない。

第三条に次の一項を加える。

3 前項の審査委員会に関する事項その他同項の適用に関し必要な事項は、政令で定める。第四条第二項中「国営企業労働委員会は、組

合を「委員会」は、職員が結成し、又は加入する労働組合（以下「組合」という。）に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定による委員会の事務の処理には、委員会の公益を代表する委員のみが参与する。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務の処理について準用する。

第五章の章名を削り、第十九条を次のように改める。

（不当労働行為の申立て等）

第十九条 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てがあつた場合において、当該申立てが当該解雇がされた日から二月を経過した後にされたものであるときは、委員会は、同条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができない。

2 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てを受けたときは、委員会は、当該申立ての日から二月以内に同条第四項の命令を発するようになければならない。

第十九条の次に次の章名を付する。

第五章 削除

第二十條から第二十四條までを次のように改める。

第二十條から第二十四條まで 削除

第二十五條を次のように改める。

（国営企業担当委員）

第二十五條 委員会が次条第一項、第二十七條第三号及び第四号並びに第三十三條第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九條第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九條第二項及び第三十四條第二項において「国営企業担当公益委員」という。）を、労働組合法第十九條の第三項に

規定する国営企業の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九條第二項において「国営企業担当使用者委員」という。）並びに同法第十九條の第三項に規定する国営企業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九條第二項において「国営企業担当労働者委員」という。）のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五條の二から第二十五條の七まで及び第六章の章名を削り、第二十五條の前に次の章名を付する。

第六章 あつせん、調停及び仲裁

第二十六條第二項中「委員、第二十九條第三項を「国営企業担当公益委員、国営企業担当使用者委員若しくは国営企業担当労働者委員若しくは第二十九條第四項に改め、若しくは第三十條の地方調停委員会の調停委員」を削り、同条第六項を削り、同条第五項中「委員会の行う」を「第一項の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「委員又は地方調停委員会の調停委員」を「委員会の委員又は労働組合法第十九條の十第一項に規定する地方調停委員」に、「以下」を「次項において」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 労働組合法第十九條の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調停委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調停委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

第二十八條第一項中「又は地方調停委員会」を削り、同条第二項から第五項までを削る。

第二十九條第二項中「委員会の公益委員」を「国営企業担当公益委員」に、「委員会の使用者委員」を「国営企業担当使用者委員」に、「委員会の労働者委員」を「国営企業担当労働者委員」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 労働組合法第十九條の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調停委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調停委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條中「又は地方調停委員会」を削る。

第三十二條中「地方調停委員会並びに」を削る。

第三十四條第二項中「委員会の公益委員」を「国営企業担当公益委員」に改める。

第四十條第三項中「行政不服審査法」の下に「（昭和三十一年法律第六十号）」を加える。

第四十一條を削る。

附則に次の一項を加える。

3 第七條の規定の適用については、国営企業の運営の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて国営企業の効率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、次条第二項及び附則第七條の規定は、公布の日から施行する。

（委員に關する経過措置等）

第二条 この法律の施行の際現に中央労働委員会

の委員（第一条の規定による改正前の労働組合法第十九條第十三項の規定により委員の職務を行う者を含む。）である者は、同条第十一項及び第十三項の規定にかかわらず、この法律の施行と同時にその地位を失うものとする。

2 第一条の規定による改正後の労働組合法第十九條の第三項による中央労働委員会の委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

3 第一条の規定による改正後の労働組合法第十九條の第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後最初に公益委員が任命される場合について準用する。

4 この法律の施行の際現に国営企業労働委員会事務局の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、中央労働委員会事務局の職員となるものとする。

（手続規則に關する経過措置等）

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する第一条の規定による改正前の労働組合法第二十六條の規定に基づき中央労働委員会が定めた手続規則（以下この項において「旧手続規則」という。）は、この法律の施行の日から第一条の規定による改正後の労働組合法第二十六條の規定に基づき中央労働委員会の定める手続規則（以下この項において「新し手続規則」という。）が公布される日の前日までの間、新し手続規則としての効力を有するものとする。この場合において、第三条の規定による改正後の国営企業労働関係法第二條第二号に規定する職員の労働関係に關し中央労働委員会が行う手続について新し手続規則としての効力を有するものとされた旧手続規則によることができないときは、この法律の施行の際現に効力を有する第三条の規定による改正前の国営企業労働関係法第二十五條の四の規定に基づき国営企業労働委員会が定めた国営企業労働委員会規則の例によるものとする。

2 中央労働委員会が行う手続について前項の規定

定によることが適当でない認められる場合には、その手続は、中央労働委員会の会長が定めるところによるものとする。

(国営企業労働委員会がした告示に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正前の国営企業労働関係法第四条第二項の規定に基づき国営企業労働委員会がこの法律の施行の際現に発している告示は、第三条の規定による改正後の同項の規定に基づき中央労働委員会が發した告示とみなす。

(中央労働委員会がした処分等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にこの法律による改正前の労働組合法、労働関係調整法又は国営企業労働関係法の規定により中央労働委員会又は国営企業労働委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定により中央労働委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働組合法、労働関係調整法又は国営企業労働関係法の規定により中央労働委員会又は国営企業労働委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定により中央労働委員会に対してされた手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。国営企業労働委員会の委員又は職員であつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第八条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の三及び第十九号の三並びに別表第一官職名の欄中「国営企業労働委員会」を「中央労働委員会」に改める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第九条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「国営企業労働委員会」を「中央労働委員会」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第十条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一労働省の項中「国営企業労働委員会」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十一条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第百五十五号中「国営企業労働委員会」を「中央労働委員会」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第十二条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第百四十四号中「国営企業労働委員会」を「中央労働委員会」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 中央労働委員会の公益を代表する委員の候補者名簿を作成すること。

企業労働委員会を「中央労働委員会」に改める。
第十一条第一項を次のように改める。
国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、労働省の外局として、中央労働委員会を置く。

第十一条第二項中「これに基く命令を含む。」及び労働関係調整法(これに基く命令を含む。)」を「労働関係調整法及び国営企業労働関係法(これらの法律に基く命令を含む。)」に改め、同条第三項を削る。

第十三号中正誤

段行 誤 正

六 一 減点数字 減点数字

昭和六十三年五月三十一日印刷

昭和六十三年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局